

別表									
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成23年度 諮問受理第 6 号	平成23年 5 月11日 付け大市民第113号	平成23年 2 月25日	前歴・経歴を問う規定を不要とする根拠（後援許可について） 市民の声No. 1101-10073-001-01、1101-10024-001-01他参照	市民局人権室推進担当	平成23年 3 月11日付け大市民第1735号 不存在による非公開決定	後援名義の使用承認にあたっては、各担当部署において定めた基準に基づいて取扱いを行っているが、後援名義の取扱いを規定する法、条例は存在しておらず、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 3 月31日	不条理だ。 前提条件の点なので、保有で当然だ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「後援名義の使用承認をするにあたって主催者の前歴・経歴を問う規定を求めるもの」であると解し、本市が一般的に後援名義を申請した団体やその役員・構成員の考え方を斟酌して判断するものではないため、後援名義の使用承認にあたり前歴・経歴を問う規定は設けておらず、また、その規定を不要とする根拠はないため、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
2	平成23年度 諮問受理第 7 号	平成23年 5 月11日 付け大市民第115号	平成23年 2 月25日	後援規定の根本に当たる法解釈が判る文書	市民局人権室推進担当	平成23年 3 月11日付け大市民第1737号 不存在による非公開決定	後援名義の取扱いを規定する法、条例は存在しておらず、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 3 月31日	法解釈に基づくのが行政機関だ。 保有で、当然だと考える。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市（自治体）が後援名義の使用承認を行うにあたっては、上位の法令に根拠が当然あるはずであるから、これを求めるもの」であると解し、後援名義の使用承認にあたっては、各担当部局において定めた基準に基づいて取扱いを行っているが、前歴・経歴を問う規定は設けておらず、また、その規定を不要とする根拠は存在しないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
3	平成23年度 諮問受理第16号	平成23年 7 月 8 日 付け大生保生第243号	平成23年 4 月18日	メガネ紛失の耐用年中の規定判る指針。 給付要否意見書欠いて、決定出来る根拠が、判る文書。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成23年 5 月 2 日付け生保生第70号 不存在による非公開決定	生活保護は国からの通知等を基に業務を行っているものであり、却下決定処分は「扶助費の再支給」及び「保護金品の再支給」を解釈したものであり、「給付要否意見書の提出がなくとも不支給決定ができる。」や「メガネの紛失に関して耐用年中の指針」など明文化された文書によって決定したものではないため、当該請求に係る文書については、作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 6 月 8 日	処分の取り消しを求める。 メガネの却下決定書に記載していた。意見書不要、耐用年中の主張を市民の声も有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「給付要否意見書の有無に関わりなく眼鏡の再支給申請に対する不支給決定ができると示された文書及び耐用年期間中にメガネを紛失した場合の明確な取り扱いを定めた規定を求めるもの」であると解したが、それらを直接に規定する法令通知はなく、該当する公文書を作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
4	平成23年度 諮問受理第17号	平成23年 7 月 8 日 付け大生保生第245号	平成23年 4 月18日	日常的に使用の観点で、判る文書。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成23年 5 月 2 日付け生保生第71号 公開決定	日常的に使用の観点が判る文書	平成23年 6 月 8 日	処分の取り消しを求める。 請求とは、言い難い公開決定だ。 健康福祉局は、不存在決定と有り、別紙生活保護課作成、国も、不存在だ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「メガネの再支給申請却下に関して却下の基等等が記載された公文書を求めているもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
5	平成23年度 諮問受理第51号	平成23年11月28日 付け大大保第1155号	平成23年 6 月 8 日	大阪市大病院の監督規則が、判る文書。 癌の闘病者が、通院止めても市民検診出来る事が、判る文書。（以前に出来ない説明有る。）	健康福祉局大阪市保健所保健医療対策課	平成23年 6 月22日付け大大保第359号 公開決定	医療法第25条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱	平成23年 7 月13日	処分を取り消しを求める。 請求と異なっている。
									実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査し、結果、必要に応じて、医療機関に対し指導を行っていることから、実施機関は（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、それらの検査基準等を示す文書と解し、（き）欄に記載の公文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。
6	平成23年度 諮問受理第59号	平成23年12月14日 付け大健福第4585号	平成23年 6 月 8 日	健康福祉局生活保護課は、平野区役所の行った「親子賃貸契約」※義理関係が却下される規定が、判る文書。	健康福祉局保護課	平成23年 8 月11日付け大健福第2364号 公開決定 の取り消し及び新たな不 存在による非公開決定	平成23年 7 月 6 日に公開実施した際に請求の主旨と公開決定した文書の内容が異なっていたことが判明した。そもそも請求の主旨に沿った文書は作成しておらず実際に存在しないため。	平成23年 8 月30日	処分を取り消しを求める。 平野区役所の却下処分事例と矛盾する。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、生活保護の住宅費に関する事項と解し、「生活保護法による保護の実施要領について4 住宅費(1)家賃、間代、地代等ア」を特定し、平成23年 6 月22日付大健福第1393号により公開決定を行い、平成23年 7 月 6 日に公開を実施した。 その後、異議申立人より「請求の趣旨と公開決定された公文書の内容が異なっている」旨の申し出があり、実施機関が異議申立人に対し請求の趣旨を再確認したところ、「平野区役所が親子間で結ばれた土地家屋の賃貸契約を認めなかったという前提で、その根拠となる文書の公開を求めている」とのことであった。 その申し出を受け、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「国通知等の考え方等ではなく、個別の処分に対する根拠が明記されているものを求めるもの」であると解し、該当する公文書は作成しておらず実際に存在しないことから、当初の公開決定を取り消し、（か）欄に記載の決定を行った。
7	平成23年度 諮問受理第60号	平成23年12月16日 付け大大保1237号	平成23年 5 月20日	大阪市大病院が、4／27・5／18に行ったのを診断と判断出来る根拠。 〇〇クリニックの「診療状況提供書」と4／27は、診察室に入っている。	健康福祉局大阪市保健所保健医療対策課	平成23年 6 月 3 日付け大大保第300号 公開決定	医師法 第17条及び第24条	平成23年 7 月13日	処分を取り消しを求める。 請求と異なる。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が平成23年 4 月27日及び5 月18日に大阪市立大学医学部付属病院（以下『市大病院』という。）に来院した際の市大病院が行った内容について、『診断』であるということを実施機関が判断した根拠を求めるもの」であると解し、市大病院では平成23年 5 月18日に来院した異議申立人に対して、循環器内科と乳腺分泌外科の各担当医師が、〇〇病院が発行した診療情報提供書の内容や病状等から総合的に判断するとともに、その診療の経過等を記載する診療録についても整備していることから、これらの行為は医師の医学的判断及び技術をもって行なうものであり、医師法第17条の「医師でない者の医業の禁止」、及び同法第24条の「医師の診療録の記載義務等」についての規定に基づくものと判断できることから、（き）欄に記載の公文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
8	平成23年度 諮問受理第61号	平成23年12月16日 付け大大保第1238号	平成23年 8 月30日	医療対策が持つ「心臓学会」に置ける「狭心症」の点について、大阪市大病院循環器系内科判断を特定している部分	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成23年 9 月13日付け大大保第804号 不存在による非公開決定	医療機関における個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、保健所保健医療対策課が判断すべきものではないため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 9 月30日	処分の取り消しを求める。 事実と異なる。（判断根拠要する）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が大阪市立大学医学部付属病院（以下「市大病院」という。）に来院した際の市大病院循環器内科の診断内容に関して、『心臓学会』が示す『狭心症』の点において実施機関がどのように判断したのかを特定できる文書を求めるもの」であると解し、実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、そのような公文書の作成はしておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
9	平成23年度 諮問受理第62号	平成23年12月16日 付け大大保第1239号	平成23年 8 月30日	医療対策は、がん対策基本法・指針、府条例の規定するところの大阪市大病院乳腺外科を判断した部分。	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成23年 9 月13日付け大大保第805号 不存在による非公開決定	医療機関における個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、保健所保健医療対策課が判断すべきものではないため、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年 9 月30日	処分の取り消しを求める。 要項P. 37「診療録」の点から判断する職責負う。※別紙とうり＝左右共
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が大阪市立大学医学部付属病院（以下『市大病院』という。）に来院した際の市大病院乳腺内分泌外科の診断内容に関して、がん対策基本法等の規定において実施機関がどのように判断したのかがわかる文書を求めるもの」であると解し、実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、そのような公文書の作成はしておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
10	平成23年度 諮問受理第63号	平成23年12月16日 付け大大保第1240号	平成23年 9 月30日	特定機能病院についての規定等、大阪市大病院が、正当行為と出来る点分かる部分。※特定機能病院制度	健康福祉局大阪市 保健所保健医療対策課	平成23年10月14日付け大大保第952号 公開決定	1. 医師法 第17条 2. 医療法 第4条の2 3. 医療法 第16条の3 4. 医療法 第30条の4第2項第2号 5. 医療法施行規則 第9条の20 6. 大阪府保健医療計画（抜粋）第3章大阪府における保健医療体制第2節医療機関の機能分化と連携（P. 69～76）	平成23年10月14日	処分の取り消しを求める。 大阪市大病院についての見解とは、不一致で有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が大阪市立大学医学部付属病院（以下『市大病院』という。）に来院した際の市大病院が行った内容について、特定機能病院の制度の規定等から正当であると実施機関が判断できる文書を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
11	平成23年度 諮問受理第64号	平成23年12月16日 付け大大保第1241号	平成23年10月14日	特定機能病院は、患者の自由診療の権利を否定出来る規定	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成23年10月28日付け大大保第1020号 不存在による非公開決定	医療法等関係法令上に請求内容を示す条文はなく、診療内容については医師の裁量・判断によるため、実施機関としても当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成23年11月 4 日	処分の取り消しを求める。 実際に大阪市大病院は、23年 4 / 27 ・ 5 / 18の両日を自由診療否定した。 ※経違の公開制度上も有る。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「患者自身が自由に病院を選択することについて、特定機能病院が否定できることを規定した文書を求めるもの」であるものと解し、実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、そのような公文書の作成はしておらず、また、医療法等関係法令上にも条文はなく、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
12	平成23年度 諮問受理第79号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1671号	平成23年12月16日	保健所の持つ、特定機能病院の規定分かる文書（通知等）	健康福祉局大阪市 保健所保健医療対策課	平成24年 1 月 4 日付け大大保第1289号 公開決定	1. 医療法 第 4 条の 2 2. 医療法 第16条の 3 3. 医療法 第30条の 4 第 2 項第 2 号 4. 医療法施行規則 第 9 条の20 5. 大阪府保健医療計画（抜粋） 第 3 章大阪府における保健医療体制 第 2 節医療機関の機能分化と連携（P. 69～76）	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 請求と異なっていて、不当決定だ。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が受診した大阪市立大学医学部付属病院が、特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けていることから、特定機能病院の制度を規定する文書を求めるもの」であるものと解し、(き) 欄に記載の公文書を特定し、(か) 欄に記載の決定を行った。
13	平成23年度 諮問受理第80号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1660号	平成24年 1 月25日	専門的医療の定義が分かるもの。 ※医療対策	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1508号 不存在による非公開決定	専門的医療については、医療法等関係法令上に請求内容を示す条文等はなく、実施機関としても当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。 事実関係（H23年 4 / 27 ・ 5 / 18）の院と私の水掛論＜本件は私の人格をも否定する事態＞を私を一方的に否定し、「専門的医療」不要との市民の声記載有った請求の為、本件の処分有り得ず。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が平成23年 5 月18日に大阪市立大学医学部付属病院を受診された際に、担当医師に『直ちに当院において専門的な治療を要する状況でない。』と説明されたことから、『専門的医療の定義』を規定した文書を求めるもの」であると解し、実施機関では「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、そのような公文書の作成はしておらず、また、医療法等関係法令上にも条文はなく、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
14	平成23年度 諮問受理第81号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1661号	平成24年 1 月25日	大阪府癌対策Gに照会行った記録 (府条例部会の見解知る) 医療対策策	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1509号 不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。※府の規定扱うのに不存在は、整合性欠く。＜本件は、私の人格をも否定する事態だ＞ 平成24年 1 月27日本庁市民情報室で、〇〇代理は、「府に連絡行い、見解確認有る」証言の為、勿論の事、府側にも確認済である。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「実施機関の担当である大阪市保健所保健医療対策課が大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課ががん対策グループに対し、大阪府がん対策推進条例等に関する照会を行った際の記録を求めるもの」であると解したが、該当する公文書をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
15	平成23年度 諮問受理第82号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1662号	平成24年 1 月27日	専門的医療が、記載有る文書 ※医療対策	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1510号 不存在による非公開決定	専門的医療については、医療法等関係法令上に請求内容を示す条文等はなく、実施機関としても当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。 「専門的医療」を市民の声記載有る。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が平成23年 5 月18日に大阪市立大学医学部付属病院を受診された際に、担当医師に『直ちに当院において専門的な治療を要する状況でない』と説明されたことから、専門的医療についての記載がある文書を求めるもの」であると解し、実施機関では、「良質かつ適切な医療を提供されること」を目的として、医療法第25条に基づき、定期的、又は必要に応じ、医療機関等に対し立入調査を実施し、その有する人員、若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査しているが、個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関ではこれについての調査や指導を行なう立場にないため、そのような公文書の作成はしておらず、また、医療法等関係法令上にも条文はなく存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
16	平成23年度 諮問受理第83号	平成24年 3 月12日 付け大大保第1663号	平成24年 1 月31日	3 ヶ月以上「未受診」を行政機関の照会に医療機関が、回答(診断) 出来るのが、分かるもの ※保健所医療対策	健康福祉局保健所 保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1512号 不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。※〇〇病院作成「診療状況照会書(9 診療目分) 保有。 元来、前任者(〇〇代理) が、前院※〇〇病院への行政指導行っていて、転院相談も合わせて有り、前院 9 診療共に 3 ヶ月以上「未受診認知済」だ。 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「患者が 3 ヶ月以上受診をしていない状況において、医療機関が行政機関からの照会に対し、回答(診断) することができる規定等を求めるもの」であると解し、医師法では、「無診察治療等の禁止」として、法第20条に「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。」と記載されており、これ以外に特に規定はなく、したがって、実施機関ではそのような公文書の作成はしておらず、また、医療法等関係法令上にも条文はなく、存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
17	平成23年度 諮問受理第84号	平成24年 3 月14日 付け大情第 e－39 号	平成24年 1 月25日	行服法運営上の「相当な期間」が分かるもの 例、事例・判決 ※情報公開制度等担当	情報公開室公開制度等担当	平成24年 2 月 8 日付け大情第 e－32号 不存在による非公開決定	行政不服審査法、大阪市情報公開条例、大阪市個人情報保護条例、大阪市情報公開審査会審議要領、大阪市個人情報保護審議会審議要領のうち、不服申立てに関して「相当の期間」と規定している箇所について、それぞれ「相当の期間」を具体的な期間として定めた文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成24年 2 月13日	処分の取り消しを求める。不服申立人へは、意見書を期日指定通知有る。※迅速かつ円滑な目的。 ☆本件は、判例提示義務負う。→知る権利はリアルタイムだ。 事実として、実施機関（健康福祉局・生野区役所）の中でも、特に長期間要し、1 年前後あたり前に有る。判例被っている行為だ。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『相当な期間』を具体的な期間として定めた文書を求めるもの」とであると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
18	平成23年度 諮問受理第93号	平成24年 3 月30日 付け大生保生第 872号	平成24年 1 月31日	生活保護法第25条第 2 項は、「生活状態」と有り、医療扶助欠くのに旧指定医療機関に 6 ヶ月過ぎた過去の旧医療要否意見書を扱えることが分かるもの。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 2 月14日付け大生保生第779号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成または取得していないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。 平成20年 3 月26日実施している。（異議申立人に対しての事） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法第25条第 2 項を根拠に 6 カ月前の医療要否意見書で診療状況照会ができると示された文書を求めるもの」とであると解したが、そもそも医療要否意見書は医療券を継続して発行するためのものであることから、該当する公文書を作成又は保有しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
19	平成23年度 諮問受理第94号	平成24年 3 月30日 付け大生保生第 874号	平成24年 1 月31日	生活保護法第 4 条 その他の補助をこの間、他法他施策に上げていたが、他法他施策は、4 条か25条かが、判然とするもの。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 2 月14日付け大生保生第780号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成または取得していないため。	平成24年 3 月12日	処分の取り消しを求める。 平成20年 3 月26日他法他施策の目的にて、診療状況照会書に 6 ・ 7 貼り付けて、不同意発行有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「他法他施策活用の原則の根拠は生活保護法第 4 条か同法第25条のどちらになるかを明示した文書を求めるもの」とであると解したが、他法他施策活用の原則の根拠を同法第 4 条か同法第25条かを明示した通知等の文書は存在せず、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
20	平成23年度 諮問受理第95号	平成24年 3 月30日 付け大市民第1786号	平成23年10月14日	行政業務に置いて業務歴問わず、行える規定。 （要点は、行政職務の場合。） ※市民局へ請求	市民局人権室企画調整課	平成23年11月28日付け大市民第868号 不存在による非公開決定	所管している業務において、請求に該当する規定は存在しておらず、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 1 月25日	処分の取り消しを求める。 情報提供可能な文書有ると回答有った。（H23年12月21日PM 3 への予定を本年に変更。1 /25or 1 /30） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「主催者の前歴・経歴を問うべきであるという主旨での本件請求」とであると解し、所管している業務において、請求に該当する規定は存在しておらず、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
21	平成24年度 諮問受理第 4 号	平成24年 4 月27日 付け大総務監第 8 号	平成24年 3 月12日	大阪市「宣言」全部	情報公開室公正職務担当	平成24年 3 月23日付け大情第412号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 情報の思料欠く。答申（内閣府）印用する理由説明書作成なら、答申印用全般（市分）すべき。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「情報公開室監察部公正職務担当（当時）が所管する大阪市が行った『宣言』を求めるもの」とであると解し、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
22	平成24年度 諮問受理第 7 号	平成24年 5 月 1 日 付け大福祉第366号	平成24年 2 月29日	生活保護の「住宅扶助」に対する「判例」	健康福祉局保護課	平成24年 3 月13日付け大健福第6275号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。（目下の事案から、考えられない！） 即ち、平野区役所独断事案なのか！？を立証に至る可能性。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「住宅扶助に関する判例を求めるもの」であると解し、過去に訴訟となった事案が無いことから、当該公文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないため、（か）欄に記載の決定を行った。
23	平成24年度 諮問受理第 8 号	平成24年 5 月 1 日 付け大福祉第367号	平成24年 2 月29日	生活保護の「住宅扶助」に対する「事例」	健康福祉局保護課	平成24年 3 月13日付け大健福第6276号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	処分の取り消しを求める。 作成しておらずとは、国の判断業務を局レベルが作成するものでは無い。国の基準欠くのに平野区役所実施事案有。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、平成23年度諮問受理第59号と同様に、個別の事例を求められたものと解し、事例の有無を調査したが類似する事例がなかったことから、当該公文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないため、（か）欄に記載の決定を行った。
24	平成24年度 諮問受理第10号	平成24年 5 月10日 付け大市民第6035号	平成24年 2 月29日	大市民第6058号内、6096号の法律・法令等 （6136号理由説明書にも不明示）	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 3 月14日付け大市民第6149号 不存在による非公開決定	大市民第6096号の訂正不承認（メガネ支給の件）は、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は存在しないため。	平成24年 3 月30日	公開制度リーフレットとうり、的確・透明性欠如を是正すべき、処分の取り消しを求める。 法的不明。又、請求と異なる不存在理由。並びに、府の裁決書を事実否定は、有り得ず。姑息な行為だ。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市民第6096号による訂正不承認決定を根拠付ける法令等を求めるもの」であると解し、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は実際存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
25	平成24年度 諮問受理第11号	平成24年 5 月10日 付け大市民第6036号	平成24年 2 月29日	大市民第6058号内、6096号の法律・法令等 （6136号理由説明書にも不明示）	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 3 月14日付け大市民第6150号 不存在による非公開決定	大市民第6096号の訂正不承認（不服申立て教示の件）は、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は存在しないため。	平成24年 3 月30日	請求と異なる決定処分の為、取り消し求める。 〇〇課長の独断な奉仕欠く、悪質行為だ！ 法的不明は、的確・透明性（リーフレット表記）欠く。 教示は、権利明記。不教示は、人権侵害。
									平成24年度諮問受理第10号と同じ。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
26	平成24年度 諮問受理第12号	平成24年 5 月10日 付け大市民第6037号	平成24年 2 月29日	大市民第6058号内、6097号の法律・法令等。 (6136号理由説明書にも不明示。)	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 3 月14日付け大市民第6151号 不存在による非公開決定	大市民第6097号の訂正不承認は、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は存在しないため。	平成24年 3 月30日	請求と異なる為、処分の取り消しを求める。 不存在理由が意味不明。※校長は、紛れも無く証人！当人は、京都市長で有るのは、周知の事実だ！ 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市民第6097号による訂正不承認決定を根拠付ける法令等を求めるもの」とであると解し、弁護士相談記録票に記載されている内容（訂正請求に係る部分）については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、訂正を求める内容が事実であると確認できないため決定したものであり、その決定を根拠付ける法律・法令等は存在せず、当該公文書は実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
27	平成24年度 諮問受理第13号	平成24年 5 月10日 付け大市民第6038号	平成24年 2 月29日	〇〇弁護士とは、何故、当人と証人が相違する判明するもの。 (6136号理由説明書にも不明示。)	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 3 月14日付け大市民第6152号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 3 月30日	当人と証人の判分付く為、処分の取り消し求める。 刑法「偽証罪」を不知は、有り得ず。又、請求と異なる決定で有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「弁護士の見解に関する文書を示し、事実に合致しないこと、弁護士見解に矛盾することを主張し、その根拠となる文書を求めるもの」とであると解し、弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると弁護士から伺っていることから、実施機関としても妥当な見解であると考えており、異議申立人が求めている情報（文書）については、そもそも存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
28	平成24年度 諮問受理第52号	平成24年 7 月10日 付け大政第 e－100号	平成24年 5 月21日	答申と不整合の同一事案「理由説明書」可の条例点・不要な不同意点の計 2 点の公開・個人情報保護条例を政策企画室求む。	政策企画室公開制度等担当	平成24年 6 月 4 日付け大政第 e－64号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第272号との不整合代表に、答申に（との）不整合多発。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「過去に出されている答申に反する内容の実施機関理由説明書が提出されていること及び自らの生活保護に係る診療状況の照会について、生野区役所が本人の同意を得ることなく医療機関へ照会していることについて、大阪市情報公開条例及び大阪市個人情報保護条例上容認することができる」とする規定を求めるもの」とであると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
29	平成24年度 諮問受理第54号	平成24年 7 月12日 付け大人事人第164号	平成24年 5 月24日	生野区役所〇〇区長が、区例（目下、諮問多数有る他法事案の決定事項等）に基づく適任要件（選任理由）	人事室人事課（人事グループ）	平成24年 6 月 7 日付け大人事人第103号 不存在による非公開決定	職員の適任要件や選任理由について、公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分の取り消しを求める。 市民の声No. 1206-20022-001-01と相違する。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「当時生野区長であった〇〇職員について、本市が区長として適任だと考える要件や、区長として選任した理由に関する文書を求めるもの」とであると解し、職員の適任要件や選任理由に係る公文書は作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
30	平成24年度 諮問受理第75号	平成24年10月 4 日 付け大生保生第 673号	平成24年 8 月13日	答申第318号の決定書（大生保生第429号）引用する法第50条は、指導有っての前提事実（事項）に1項「調査」行い、2項「指導」行う規定。1・2項の記録	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 8 月27日付け大生保生第532号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月 4 日	処分の取り消しを求める。 答申第316号の誤りで有ったが、補正依頼書欠く為、事例は、再診の際、当区発行する医療券未着から、発生した「窓口請求の件」。しかも、未着の解明欠く。※発券疑う。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大情審答申第318号の答申内容と生活保護法第50条との関連を整理した文書を求めるもの」であると解したが、当該答申は公文書の公開請求に対する決定内容の妥当性についてのものであり、生活保護の事務処理が適正か否かについて答申したものではないことから、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
31	平成24年度 諮問受理第94号	平成24年10月26日 付け大政第 e－ 167号	平成24年 8 月15日	答申第315、316、318号に関して、審査会が審議に用いた実施機関から提出された資料全て ただし、異議申立人から提出されたもの、諮問書、実施機関理由説明書を除く	政策企画室公開制度等担当	平成24年 8 月29日付け大政第188号 公開決定	1 平成24年 6 月27日付け大情審答申第315号に係る次の資料 ・生活保護法関係通知 第 8 章（抜粋） ・市民の声No. 1001-10368 ・生活保護に係る外国人からの不服申立ての取扱いについて（通知） 2 平成24年 6 月27日付け大情審答申第316号に係る次の資料 ・同意書（自立支援医療・精神通院用） ・障害者自立支援法（抜粋） ・自立支援医療費支給認定通則実施要綱 ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要綱 ・同意書 ・指定医療機関医療担当規程 3 平成24年 6 月27日付け大情審答申第318号に係る次の資料 ・生活保護手帳の医療扶助運営要領（抜粋） ・「生活保護の基礎知識 第 3 章 医療扶助運営要領」医療扶助決定手続標準事務フローチャート	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 法律解釈欠く（答申第315号）・法律解釈誤り（答申第316号）・事実誤認及び、法律解釈欠く（答申第318号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求に係る公文書として、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
32	平成24年度 諮問受理第97号	平成24年10月25日 付け大こ青第1383号	平成24年 9 月 3 日	大市児第17号（平成18年 2 月 6 日）	こども青少年局こども相談センター運営担当	平成24年 9 月18日付け大こ青第1110号 不存在による非公開決定	当該公文書は保存年限（3年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 理由を知りたい。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨について、「実施機関が平成18年 2 月 6 日付け大市児第17号により、異議申立人あてに行った市民の声の回答を求めるもの」であると解したが、当該公文書は保存年限（3年）が経過したために廃棄しており、実際に存在しないため、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
33	平成24年度 諮問受理第98号	平成24年10月29日 付け大生総第144号	平成24年 9 月20日	「私的利益」を示すもの 「通知書」A＝「大総務監第54号」・「大生総第106号」通知書上の表示有る。	生野区役所総務課 (庶務)	平成24年10月 1 日付け大生総第127号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月12日	処分を取り消しを求める。却下処分理由に寄るもの。※国の指針上特定すべき（弁明書・却下通知上明示・市民の声回答上明示） 大生保生第319・321号、他同案関係有。 上記、書面類は私的利益表示欠くが、当区答弁上派生「通知書」A。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『公益通報に対する審議結果のお知らせ』に記載されている私的利益を示した文書を求めるもの」と解したが、「公益通報に対する審議結果のお知らせ」は公益通報に係る審議結果を通知する内容であり、「私的利益」部分については公正職務審査会の判断が記載されたものであるから、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
34	平成24年度 諮問受理第100号	平成24年10月29日 付け大生保生第769号	平成24年 8 月24日	平成24年 7 / 5 生野区役所〇〇職員は、当診療所に医療券処理させ続け、「無効処理規定」（大健福第6289号・大生保生第68号）を「注意義務無い」主張を示す規定	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月 7 日付け大生保生第576号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求む。 事実上、規定実施欠き、「未受診」不知弁明。 又、全面謝罪じゃない主張。「大生保生第258号」（大健福第4419号・市民の声回答）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法に基づく実施機関の医療扶助に係る事務処理が適正であるとされた文書を求めるもの」と解したが、適正な事務処理を改めて適正であるとする公文書はそもそも存在しないものであるから、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
35	平成24年度 諮問受理第101号	平成24年10月29日 付け大生保生第771号	平成24年 8 月29日	生活保護法第50条を他法他施策の活用に当てている事例・判例を全部（答申第316号）→（決定書大生保生第428号）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月11日付け大生保生第579号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 大情審答申第316号の理由説明書・決定書（大生保生第428号）に記述している。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法の他法他施策活用の原則の根拠条項は同法第50条であると明示した事例や判例を求めるもの」と解したが、そのような事例や判例を明示した公文書は存在しないことから、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
36	平成24年度 諮問受理第102号	平成24年10月29日 付け大生保生第773号	平成24年 8 月29日	答申第316号の決定書（大生保生第428号引用する法第50条は、指導有つての前提事項（規定）、1 項「調査行う」、6 条規定「調査行う」、2 項「指導行い、本人不同意可を規定。1 ・ 2 項の記録等々（※生活保護法第50条）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月11日付け大生保生第580号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 大生保生第579号同然に整合性欠く。「不同意可」点に再三供述する市民の声回答も有り、相違する。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大情審答申第316号の答申内容と生活保護法第50条との関連を整理した文書を求めるもの」と解したが、当該答申は公文書の公開請求に対する決定内容の妥当性についてのものであり、生活保護の事務処理が適正か否かについて答申したものではないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
37	平成24年度 諮問受理第103号	平成24年10月29日 付け大生保生第 775号	平成24年 8 月31日	市民の声No. 1101-11587-001-01を表示する証拠全部。1 点目＝レセプトと診療状況照会書の相違の法第50条除外規定。2 点目＝全面謝罪否定とは成らず。一部欠く（市民の声回答は、一部謝罪表示欠く全点 3 点目＝職員「研究会」の該当する点（答申第272号別表 2 「要望書」・「回答書」内。4 点目＝保健所・保護課の指導「不知」を表示欠く。※〇〇病院の件	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月11日付け大生保生第581号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 虚偽記載を特定可だが、本件も公文書の為、証拠（事実）欠くのは、整合性欠く。法理は、事実を記述に定理有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市民の声で回答した生活保護法に基づく事務処理内容が適正とされた文書を求めるもの」であると解したが、適正な事務処理を改めて適正であるとする公文書はそもそも存在しないものであるから、該当する公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
38	平成24年度 諮問受理第104号	平成24年10月29日 付け大生保生第 777号	平成24年 9 月 3 日	①市民の声No. 1001-11064-001-01は、医療要否意見書での病状等の把握を明記と、下記 ②市民の声No. 1001-10275-001-05は、診療状況照会書と明記 ※医療要否意見書を診療状況照会書行うとの回答。①院は、意見書（略）使い、②診療所は、意見書（略）を照会書（略）発行。 ①と②の回答相違の適正な規定全部（通常規定は、①のとうり）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月18日付け大生保生第603号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 理不尽 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市民の声で回答した生活保護法に基づく事務処理内容が適正とされた文書を求めるもの」であると解したが、適正な事務処理を改めて適正であるとする公文書はそもそも存在しないものであるから、該当する公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
39	平成24年度 諮問受理第106号	平成24年10月29日 付け大生保生第 781号	平成24年 9 月 3 日	①〇〇CW→〇〇診療所※他法他施策の件 ②〇〇CW→〇〇クリニック・〇〇病院 ※前記、薬局の件 後記、レセプトの件（誤記） ③〇〇CW→大阪市大病院※診療拒否の件 ④〇〇CW→〇〇診療所※末着の件。窓口請求の件 上記、4 名CWは、いずれも「医療扶助」トラブル発生。適正の証拠全部。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月18日付け大生保生第605号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 法第50条を強調している。理不尽 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「（え）欄に記載された生活保護法に基づく事務処理内容が適正であるとした文書を求めるもの」であると解したが、適正な事務処理を改めて適正であるとする公文書はそもそも存在しないものであるから、該当する公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
40	平成24年度 諮問受理第109号	平成24年11月 1 日 付け大生保生第 818号	平成24年 9 月18日	大健福第3954号、3955号、4090号、1916号、1918号、6152号、6151号、3709号、3963号 9 件と大健福第6054号の合致する事例・判例	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第645号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。 大生保生第825号有。又、大健福第4419号は、当区証言。大生支第469号・生保生第73号・大生保生第218号 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大健福第3954号他の各号と大健福第6054号が合致していると特定した文書を求めるもの」であると解したが、そのような特定行為が業務遂行上必要なものではないため、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
41	平成24年度 諮問受理第113号	平成24年11月 5 日 付け大生保生第 831号	平成24年 9 月14日	社援保発第0330001号内、下記の事例・判例 局＝Ⅰ－1－(3)「他法他施策の活用」※レセプト表示規定外。区＝Ⅰ－4－(2)－③ア④ア「法令」※「診療中」規定外。答申＝Ⅰ－4－(1)－①イ「法令を除く場合」※相当理由	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第641号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。大生保生第793号参照内 1 点。他有。 大生保生第640号と相違。当区は、（略）③アを指定する記載多々より、「診療中」明示を特定。文字とうり、「診療中」は、「末診」と全く逆説。（大健福第4419号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「社援保発第0330001号のⅠ－1－(3)で示された他法他施策の活用について、診療状況の照会が個人情報保護法に定められた法令を除く場合に該当すると規定された文書を求めるもの」であると解したが、法令を除く場合を明示した公文書は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
42	平成24年度 諮問受理第114号	平成24年11月 5 日 付け大生保生第 833号	平成24年 9 月14日	「神経症」該当せず、当意見書の単語抜粋「抑うつ状態」を病状→病名にCW独自で変更する病名「抑うつ状態」ケース記録表示し、末診数ヶ月続きレセプト不存在の上、生活保護手帳P、28・P、495③ア規定6条を行う事例・判例	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第642号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。 現在、個人情報審議会諮問事例（事案）有。大生保生第825号等 大情審答申第316号関係。答申第272号との「件」も有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「神経症について、受診の有無に関わらず自立支援医療の適用の可否についての診療状況照会ができる」と示された事例や判例を求めるもの」であると解したが、そのような事例や判例を明示した文書は存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
43	平成24年度 諮問受理第115号	平成24年11月 5 日 付け大生保生第 835号	平成24年 9 月14日	社援保発第0330001号 I－4－(2)③ア「医療担当規定第6条」の事例・判例	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第643号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。市民の声回答上表示。 答申第316号第4の点→決定書（当区）との相違。③ア表示。ましてや答申第272号「独自」認定を法令追々表示する相反関係。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「社援保発第0330001号のI－4－(2)③アで示された内容に該当する事例や判例を求めるもの」であると判断した。しかし、そのような事例や判例を具体的に示した文書は存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
44	平成24年度 諮問受理第116号	平成24年11月 5 日 付け大生保生第 837号	平成24年 9 月18日	大生保生第428号「決定書」（答申第316号）に当たる事例・判例 （大生保生第579号「不存在」50条大生保生第580号「不存在」答申第316号）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第644号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。 当区の見解当たる事例不存在は、全く不自然。 ※大生保生第825号と相違。他も有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大情審答申第316号に対する大生保生第428号による決定書に該当する事例や判例を求めるもの」であると解したが、答申316号と決定書428号に該当する事例や判例は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
45	平成24年度 諮問受理第117号	平成24年11月 5 日 付け大生保生第 839号	平成24年 9 月18日	自動発券の場合（無効処理欠く例示） 当月医療券使用有・無を確認する方法 ※使用済（受診）・未使用（未診）の明解分かるもの	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月28日付け大生保生第646号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月 4 日	処分の取り消しを求める。実態との相違。 未受診不知（当区）の証言有→大健福第4419号、他。 反する「指導しました」表示有。（大生保生第33・640号） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「医療扶助決定手続事務処理の中で、（え）欄に記載された事務処理が行えると定めた規定を求めるもの」であると解したが、（え）欄に記載された事務処理について明示した公文書は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
46	平成24年度 諮問受理第118号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第 856号	平成24年 9 月23日	社援保発第0330001号（大健福第6152号）答申第272号 ①I－4－③アの事例・判例（大生保生第825第3）②I－1－④アの事例・判例（答申第316号→決定書） ①②は、6・7則り付け事案限定する。答申上は、当区独自。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年10月 9 日付け大生保生第684号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月12日	処分の取り消しを求める。 答申第316号実施機関の主張及び決定書（当区）と相違。大生保生第825号・大生支第113・469・470号・大生保生第218号証拠他多々有 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「社援保発第0330001号のI－4－③ア及びI－1－④アで示された事例や判例を求めるもの」であると解したが、そのような事例や判例は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
47	平成24年度 諮問受理第119号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第 858号	平成24年 9 月23日	個人情報保護審議会への理由説明書 (大生保生) と答申第316号合致する 分全部	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成24年10月 9 日付け大 生保生第685号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年10月12日	処分を取り消しを求める。(実態との相違) 整合性欠く
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「実施 機関理由説明書と大情審答申第316号とが合致する部分を特定 した文書を求めるもの」であると解したが、特定行為がそも そも必要なものではなく、該当する公文書は作成又は取得し ておらず、実際に存在しないことから (か) 欄に記載の決定 を行った。
48	平成24年度 諮問受理第120号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第 860号	平成24年 9 月23日	大情審答申第316号は、大生保生第 825号第3－2と相違。第3－2実施 欠くのは、大健福第4419・6054・ 1098号市民の声回答「本人確認欠 く」表示。発行を本人不同意は、条 例違反。法第50条の事前調査有つて の回答指導にDr貼る。 ①本人確認欠く発行の規定 大健福第615号「レセプト」1916・ 1918号「本人の情聴取」大情審答申 第272号「独自」認定理由「判然とし ない」明記。他、同案関係は、不存 在多発に立証責任欠く。 ②個人情報保護条例免責規定	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成24年10月 9 日付け大 生保生第686号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年10月12日	処分を取り消しを求める。(実態と相違) 通知書A他との整合性欠く(大生支・大生生・生保生・大生 保生等々の件)
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活 保護法第50条による事務処理上、(え) 欄の記載にあるよう な事務処理について定めた規定文書を求めるもの」であると 解したが、(え) 欄の記載にあるような事務処理を定めた規 定は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得し ておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決 定を行った。
49	平成24年度 諮問受理第121号	平成24年11月 7 日 付け大生保生第 862号	平成24年10月 1 日	①「本人からの収集」(条例第6条 3項)を大健福第4419号・大生保生 第825号は、明示。②法第25条2項 「必要性」明示。①②を理由説明書 明示は、「本人に聞くなど丁寧さに 欠いた謝罪」と相違。本人収集と本 人未収集の逆論を双方明示可の規 定。	生野区役所保健福 祉課 (生活支援)	平成24年10月12日付け大 生保生第703号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年10月17日	処分を取り消しを求む。(整合性欠く) 「本人から未収集」事実を大生保生第825号第3－2「本人か ら収集」明示。※本人収集不要を強調する書面多数有。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活 保護法の他法他施策活用の原則に係る事務処理において、 (え) 欄の記載にあるような事務処理について定めた規定文 書を求めるもの」であると解したが、(え) 欄の記載にある ような事務処理を定めた規定は存在しないことから、該当す る公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないこと から、(か) 欄に記載の決定を行った。
50	平成24年度 諮問受理第130号	平成24年11月20日 付け大政第 e－ 200号	平成24年 9 月28日	大情審答申第315条 実施機関提出資 料中、「特別永住者の法的地位」＝ 官報号外第135号第5条を特定する点	政策企画室公開制 度等担当	平成24年10月12日付け大 政第 e－158号 不存在 による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成24年10月17日	処分を取り消しを求める。 国連10年行動計画→国連10年国内行動計画→平成19 (2007) 年12月大阪市人権推進審議会答申との整合性欠く。「今後の 人権行政のあり方」 「特別永住者」は、公式用語。随所に表示有。ポツダム宣 言・サンフランシスコ平和条約より「発足」に有。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「答申 第315号に係る実施機関(生野区)から提出された資料のう ち、『特別永住者の法的地位』の記載のある部分を求めるも の」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、 実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行っ た。
51	平成24年度 諮問受理第132号	平成24年11月30日 付け大総務監第 103号	平成24年10月 9 日	公正職務審査会の議事録等を非公開 の規定及び該当法。(憲法第21条 「知る憲利」) ※市民の市政参画を妨害する非公開 は、権利逸脱(非公式(公開)と市 政参画は、矛盾する。)	総務局監察課	平成24年10月23日付け大 総務監第80号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得 しておらず、実際に存在しないた め。	平成24年11月 5 日	処分を取り消しを求める。事実との相違に有る。 現に非公開実施する事実行為有る。根拠無く、職員保身して いる。※市民サービス専念欠く。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「日本 国憲法第21条の例外規定及びこれに基づく該当法を求めるも の」であると解し、該当する公文書をそもそも作成又は取得 しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決 定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
52	平成24年度 諮問受理第133号	平成24年11月30日 付け大政第 e－218号	平成24年10月 9 日	大阪市公開審査会議事録、大阪市個人情報審議会議事録非公開の規定及び該当法（憲法第21条「知る権利」）	政策企画室公開制度等担当	平成24年10月23日付け大政第256号 不存在による非公開決定	大阪市情報公開審査会及び大阪市個人情報保護審議会については、議事録を作成しておらず、公開請求に係る公文書を保有していないため。	平成24年11月 5 日	処分の取り消しを求める。下記、合法的欠く。 現に、答申関係資料を「非公開決定」（大政第206号）有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開審査会及び大阪市個人情報保護審議会の議事録について、これを非公開とする規定等を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
53	平成24年度 諮問受理第134号	平成24年11月30日 付け大政第 e－219号	平成24年10月 9 日	市民の声No. 1203-20064-001-01を証明する内部情報収集（4／18関係職）記録と条例の点分かるもの	政策企画室公開制度等担当	平成24年10月23日付け大政第257号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月 5 日	処分の取り消し求める。規定無き、回答は、理不尽に有る。 法的根拠欠く、回答、並びに、条例上不明なら、回答すべき理由の無きものとする。9／11は、「是正の件」（他法問題）総務局・啓発センター認知。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市民の声No. 1203-20064-001-01の回答にあたって当担当が作成した資料等を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
54	平成24年度 諮問受理第135号	平成24年11月30日 付け大政第 e－220号	平成24年10月18日	人権推進審議会答申（2007＝平成19年）上は、国への訂正要望実施表明の記有、「特別永住者」を準用扱いに是非判断「通達」適正解欠く答申第315号は、憲法第90条「納税義務」不要と成るのかを分かるもの求む。	政策企画室公開制度等担当	平成24年11月 1 日付け大政第 e－177号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月 5 日	答申は、法律解釈基づく、処分に無くす。 「準用」は、権利欠く為、義務欠くものと成る。大市民第6013号内、当局保護課〇〇職員明示「日本国籍」保障する憲法との事より、義務欠く
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「答申第315号は、憲法第90条『納税義務』不要となるのかを分かるものを求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
55	平成24年度 諮問受理第137号	平成24年12月 5 日 付け大生保生第 970号	平成24年 8 月21日	生活保護法第 4 条を解釈可の資料全部 ※保護課※生野区役所※平野区役所	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年 9 月 4 日付け大生保生第559号 公開決定	生活保護法の解釋と運用（抜粋） 生活保護法第 4 条部分	平成24年10月31日	処分の取り消しを求める。 当区実施する私の場合言及する規定とは、異なる。（P. 135～138）法第 4 条を法第25条 2 項発行する内容欠く。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法第 4 条の解釈が分かる公文書を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
56	平成24年度 諮問受理第138号	平成24年12月 5 日 付け大生保生第 972号	平成24年10月 9 日	遠視メガネ（治療道具）不支給の件を「私的利益」に成る規定	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年10月18日付け大生保生第722号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年10月31日	処分の取り消しを求める。 却下理由 2 点と深く関係する。当区答弁に基づく。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「遠視眼鏡の不支給が私的利益になることを定めた規定を求めるもの」であると解したが、そのような規定は存在しないことから、該当する公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
57	平成24年度 諮問受理第140号	平成24年12月 5 日 付け大生保生第 976号	平成24年10月12日	生活支援担当が特定する「通知書」 Dに当たる資料全部。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年10月26日付け大 生保生第760号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年11月 5 日	処分を取り消しを求める。 当日は、生保生第80・81号及び、ケース記録票（別紙「領収証」）より、D立証資料は、全く無い。Dは、虚言を証明可。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『通報についてのご連絡』に係る資料を求めるもの」であると解したが、実施機関は「通報についてのご連絡」については「事実経過」を述べたに過ぎず、特に報告にあたって別途の資料等を作成又は取得する必要がなかったことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
58	平成24年度 諮問受理第142号	平成24年12月 5 日 付け大生保生第 981号	平成24年10月13日	通知書Dを立証するもの	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年10月26日付け大 生保生第761号 不存在 による非公開決定	請求に係る文書については作成又は 取得していないため	平成24年11月 5 日	処分を取り消しを求める。 大生総第109号有る。※大生保生第760号「不服申立書」添付「領収証」合わせて、行う。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「『通報についてのご連絡』を立証する公文書を求めるもの」であると解したが、実施機関は「通報についてのご連絡」については「事実経過」を述べたに過ぎず、立証するための公文書を作成していないため、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
59	平成24年度 諮問受理第143号	平成24年12月 5 日 付け大生保生第 983号	平成24年10月18日	大情審答申第318号市民の請求窓口の規定を「フロートチャート」答弁は、「ㄥ」自体が、「決定」表示の為、請求と決定の相違から、事案を歪曲。 再度、「請求」（申請）の規定求む	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年11月 1 日付け大 生保生第820号 公開決定	生活保護の基礎知識 （大阪市福祉局生活福祉部保護課作成） 医療扶助決定手続標準事務フローチャート	平成24年11月 5 日	処分を取り消しを求める。作成当職（局）は、区回答と相違。→（市民の請求窓口の規定欠くとの回答） 当区回答上、「来庁」1点張りに有り、実際、2週間程の郵送拒否しているのは、当局回答にも有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の基礎知識（医療扶助決定手続標準事務フローチャート）を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
60	平成24年度 諮問受理第146号	平成24年12月17日 付け大生保生第 1020号	平成24年10月16日	答申第272号「実施機関の主張」（大情審）「相違工夫」を明示する規定	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年10月26日付け大 生保生第762号 公開決定	生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の内、第6「他法他施策の活用」部分 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）の内、第1「医療扶助運営方針」部分	平成24年11月15日	処分を取り消しを求める。目下、諮問争点とは、異なる。 大健福第6514号「第6」追認する、本件決定資料の為、「明確」規定・（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）レセプト継続規定、並びに「診療中」規定
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市が定めた診療状況照会書の書式について、自立支援医療の適用の可否などの項目を追加することができる法解釈を求めている」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
61	平成24年度 諮問受理第147号	平成24年12月17日 付け大生保生第 1022号	平成24年10月16日	医療要否意見書の規定	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成24年10月26日付け大 生保生第763号 公開決定	生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知 改正平成23年3月31日社援発0331第16号による改正まで）の内、第3－3「医療扶助の継続等」部分	平成24年11月15日	処分を取り消しを求める。実態と矛盾する。「正当欠く」答申第299号は、当区判断追認したまで。（調査せず） 医療扶助継続中に消化器内科予約問題を責任外にした。（当院「予約制」の為、治療中は、予約有定儀）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の医療扶助に係る医療要否意見書の規定を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
62	平成24年度 諮問受理第148号	平成24年12月17日 付け大生保生第1024号	平成24年10月18日	法第25条2項 被保護受給者への保護変更通知 ※区→当人の規定 交付の規定を当医療機関へ「診療状況照会書」発行出来るのが明白に分かる資料求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月1日付け大生保生第822号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年11月15日	処分の取り消しを求める。 事実上、大生保生第825号・大健福第4419号とあり、法第25条2項での「診療状況照会書」（大生保生第696号）発行。但し、法第4条の発行にも「他法他施策の活用」明示。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法第25条第2項を根拠に診療状況の照会ができる規定を求めるもの」とであると解したが、それらを明示した公文書は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
63	平成24年度 諮問受理第151号	平成24年12月19日 付け大福祉第3353号	平成24年10月16日	大情審答申第315条「実施機関の主張」の規定、及び、昭和41年通達の法的根拠、並びに、昭和29年通知の法的根拠 計3点	福祉局保護課	平成24年10月30日付け大福祉第2688号 不存在による非公開決定	厚生省（当時）から発出された、昭和41年1月6日付け社保第3号厚生省社会局保護課長通知「外国人保護の取扱いについて」、及び昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に係る法的根拠を示す文書は国からも発出されておらず、実施機関においても当該公文書を作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月5日	処分の取り消しを求める。 法理欠く。（答申第315条当局見解＝実施機関の主張根拠欠く） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「昭和41年及び29年の厚生省通知の法的根拠を示すものを求めるもの」とであると解し、厚生省（当時）から発出された、昭和41年1月6日付け社保第3号厚生省社会局保護課長通知「外国人保護の取扱いについて」、及び昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に係る法的根拠を示す文書は国からも発出されていないことから、該当する公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
64	平成24年度 諮問受理第152号	平成24年12月19日 付け大福祉第3355号	平成24年10月18日	大情審答申第315号とあり、禁止規定欠くのは、当然ながら「通達」を解釈禁止不可。本案「通達」は、政府官報号外第135号を「通達」実施。「同等扱い」を「準用扱い」は、同等と準用を同義語に扱う為、何故、同義当たるか明確な資料。	福祉局保護課	平成24年11月2日付け大福祉第2716号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月5日	処分の取り消しを求める。特別永住者の法的地位を否定する「準用」是とする準拠欠く。 法令を否定している。当局見解根拠不明。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「昭和29年及び41年の厚生省通知に基づき、異議申立人は、特別永住者は日本人と同等であると考えているが、実施機関は外国人に対しては保護を準用するとしているため、『同等』と『準用』が同じ意味であると示すものを求めるもの」とであると解し、該当する公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
65	平成24年度 諮問受理第211号	平成25年1月31日 付け大生保生第1204号	平成24年11月30日	生野区役所保有する「大阪市情報公開審査会」異議申立て分全部の一覧表又は、全部分かる資料（※当区は、「特定されず」の補正依頼→却下理由の為、互いに特定する分共有すべきが当然で有）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月14日付け大生保生第1012号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月17日	処分の取り消しを求める。 補正依頼し、応じないなら却下している。※保有ないなら、「不存在」 公開条例は、請求時点の文書有・無（保有）に有る為、保有している。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開審査会に諮問した生野区役所主管の一覧表を求めるもの」とである解したが、そのような一覧表を作成していなかったため、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。 なお、請求の要旨を汲み、事務資料として一覧表を作成して情報提供を行っている。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
66	平成24年度 諮問受理第232号	平成25年 2 月21日 付け大市民第1388号	平成24年12月25日	不就学対策資料全部 国の分も合わせて求む 市民局・子ども青少年局、他 保有分	市民局人権室企画 調整課	平成25年 1 月 8 日付け大 市民第1214号 不存在に よる非公開決定	市民局は不就学対策事務を所掌していないため、不就学対策に係る当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分を取り消しを求める。下記、理由点とうり、不整合。※ 提供分以外も表示可能 大阪市外国籍住民施策有識者会議会議録第32・33回表記有り、〇〇係長提供の為、共有している。又、数年前、多文化共生講座ポスター表示 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市民局が事務局を務める『大阪市外国籍住民施策有識者会議』において、大阪市の不就学外国人児童生徒に関する質疑があり、会議録にも記載されていることや、市民局人権室が主催した多文化共生講座の講師の『肩書』に「『大阪市不就学対策委員会』委員」と記載されていたことなどから、不就学対策は市民局の事業であるとして、不就学対策に係る資料を求めるもの」とであると解し、「児童及び生徒の就学に関すること」については、「教育委員会事務局事務分掌規則」において、教育委員会事務局の分掌事務として定められており、市民局は不就学対策事務を所掌していないため、不就学対策に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
67	平成24年度 諮問受理第233号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6188号	平成24年 4 月 2 日	〇〇弁護士の法的根拠 メガネの件 (大市民第6058号)	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年 4 月16日付け大 市民第6004号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月18日	処分を取り消しを求める。 大市民第6136号「法的見解」と有る。(法的根拠不明) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「弁護士相談記録票に記載されている内容を根拠付ける法令等を求めるもの」とであると解し、弁護士相談記録票に記載されている内容については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、その決定を根拠付ける法令等は存在せず、当該公文書は実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
68	平成24年度 諮問受理第234号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6190号	平成24年 4 月 2 日	〇〇弁護士の法的根拠 名誉キ損の件 (大市民第6058号) ※京都市の校長ら証言→当人或証人より、名誉キ損を相談	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年 4 月16日付け大 市民第6006号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月18日	処分を取り消しを求める。 大市民第6136号「法的見解」と有る。(法的根拠不明) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「弁護士相談記録票に記載されている内容を根拠付ける法令等を求めるもの」とであると解し、弁護士相談記録票に記載されている内容については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、その決定を根拠付ける法令等は存在せず、当該公文書は実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
69	平成24年度 諮問受理第235号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6191号	平成24年 4 月 2 日	〇〇弁護士の法的根拠 教示の件 (大市民第6058号) リーフレット正しく、的確・透明性有す。	市民局人権啓発・ 相談センター	平成24年 4 月16日付け大 市民第6007号 不存在に よる非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 4 月18日	処分を取り消しを求める。 大市民第6136号「法的見解」と有る。(法的根拠不明) 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「弁護士相談記録票に記載されている内容を根拠付ける法令等を求めるもの」とであると解し、弁護士相談記録票に記載されている内容については、人権相談事業における弁護士による法的助言業務を遂行するにあたっての弁護士の見解を示しているものであり、また、その決定を根拠付ける法令等は存在せず、当該公文書は実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
70	平成24年度 諮問受理第236号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6198号	平成24年 5 月24日	市民の声No、1201-13246-001-01「在日コリアン4世義務教育不就学事件」判決を判例遵守にて、取り組み欠く理由	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 6 月 7 日付け大市民第6072号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 6 月12日	処分を取り消しを求める。 憲法上の法理に逸脱する。
									実施機関は、(え) 欄に記載の「在日コリアン4世義務教育不就学事件判決」に係る所管部署ではないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
71	平成24年度 諮問受理第238号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6203号	平成24年 9 月 3 日	平成19年の大阪府人権施策推進審会の答申等（大市民第6016号表示 上記 Ⅱ 資料全部	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 9 月18日付け大市民第6106号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 理不尽
									実施機関は (え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「異議申立人が主張していることが記載されている平成19年の大阪府人権施策推進審議会の答申等を求めるもの」であると解し、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから (か) 欄記載の決定を行った。
72	平成24年度 諮問受理第239号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6204号	平成24年 9 月 3 日	別紙市民の声No、1001-12764-001-01、1001-12781-001-01合同の面談の上、合わせて回答のわかるもの	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 9 月18日付け大市民第6107号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 理不尽（大市民第6107号他）
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護に関する異議申立人の主張していることに対する回答が記載されている文書を求めるもの」であると解し、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから (か) 欄記載の決定を行った。
73	平成24年度 諮問受理第240号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6205号	平成24年 9 月 3 日	平成成22年 9 / 16付別紙〇〇・〇〇・〇〇職員（3名）の該当する市民の声回答、及び、議事録、又は、相当資料、或いは、関連資料、類全部（4点他）	市民局人権啓発・相談センター	平成24年 9 月18日付け大市民第6108号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分を取り消しを求める。 理不尽（大市民第6121号等）
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「異議申立人の主張に関しての関係局会議での議事録等を求めるもの」であると解し、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから (か) 欄記載の決定を行った。
74	平成24年度 諮問受理第241号	平成25年 2 月21日 付け大市民第6208号	平成23年12月16日	市民局の在特会対策が分かる文書。	市民局人権室企画調整課、人権啓発・相談センター	平成24年 1 月 4 日付け大市民第6123号 公開決定	・「同胞保護者連絡会・民族教育をすすめる連絡会」の「2009年度在日韓国・朝鮮人の民族教育の制度保障に関する要望書」の「要望事項 1－③」に対する回答 ・「同胞保護者連絡会・民族教育をすすめる連絡会」の「2010年度在日韓国・朝鮮人の民族教育の制度保障に関する要望書」の「要望事項 1－③」に対する回答	平成24年 4 月27日	処分を取り消しを求める。 4 / 18公開される。 市政対策を請求している。「在特会の件」
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「団体との協議に係る資料」であると解し、(き) 欄に記載の公文書を特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。
75	平成24年度 諮問受理第242号	平成25年 2 月21日 付け大市民第5341号	平成24年11月 6 日	別紙添付する「消費者庁からの～お知らせ」上、アンダーライン引く点、「著しく」明解示している為、本市条例（消センター所管）第18条「著しく」との関係	市民局消費者センター	平成24年11月19日付け大市民第5246号 不存在による非公開決定	平成24年10月16日付「消費者庁からの措置命令に関するお詫びとお知らせ」中の「著しく」と、大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）第18条第1項第2号中の「著しい」との関係を示す公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成24年12月12日	処分を取り消しを求める。 「著しく」は、判然としない（〇〇弁護士見解＝当局専門相談事業）。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「事業者が公表した資料に記載された内容と大阪市消費者保護条例の関係を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成、又は取得しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
76	平成24年度 諮問受理第243号	平成25年 2 月21日 付け大市民第5343号	平成24年12月17日	大阪市消費者センター所管条例第18条「著しく」を解釈出来る法的根拠分かるもの	市民局消費者センター	平成24年12月27日付け大市民第5302号 不存在による非公開決定	大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）第18条第1 項第2号中の「著しい」を解釈出来る法的根拠が分かる公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。 「理由説明書」（〇〇職員担当）は、一定期間苦情数表記有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市消費者保護条例第18条の『著しい』の法的解釈を求めるもの」とであると解し、該当する公文書をそもそも作成、又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
77	平成24年度 諮問受理第257号	平成25年 3 月19日 付け大生保生第1338号	平成24年11月 9 日	生活保護適応証明書の請求規定（郵送拒否する理由に有った）窓口請求の件は、医療券・本件上請要件とWの件	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月19日付け大生保生第903号 公開決定	昭和41年11月 9 日付け事務連絡（保護課長通知）「生活保護適用証明書の発行について」	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。（※答申第318号参照） 大生保生第820号との整合性欠く。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市の生活保護適用証明書の発行について定めた通知を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
78	平成24年度 諮問受理第259号	平成25年 3 月19日 付け大生保生第1342号	平成24年12月10日	大生保生第748号「平成24年 2 / 27 分」不存在は、1 / 27（同年）テーブル分求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 1 月 4 日付け大生保生第1084号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。法令（法第25条 2 項）に基づく弁明は、独自行為（答申第272号）実施の相反示す。 〇〇職員は、末診不知発行（大健福第4419号）を「想像」（〇〇CW）答弁する。※大健福第6515号
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成24年 1 月27日の面談記録を求めるもの」とであると解したが、特記すべき内容もなく職務上作成の必要を認めなかったことから、該当する公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
79	平成24年度 諮問受理第261号	平成25年 3 月19日 付け大生保生第1346号	平成24年12月10日	生野区役所の補正依頼基準	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月25日付け大生保生第1056号 公開決定	「大阪市の情報公開条例解釈・条例の手引」中の大阪市の情報公開条例第6条関係の部分 「大阪市の個人情報保護条例解釈・運用の手引」中の大阪市の個人情報条例第18条関係及び第29条関係並びに第37条関係の部分 「大阪市の行政手続条例解釈・運用の手引」中の大阪市の行政手続条例第7条関係の部分	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。市民サービス欠く実情※「応じず」却下ならば、「応じる」のみ表示すべき基準でも無い。 選択肢有れば、双方基準有るのが、相当。 故意に補正依頼行い、応じずなら却下するのは、情報公開原則の解離。又、保有又は、所管特定上の補正依頼が、不当行為。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「公開請求や開示請求に対して補正依頼を行うことができる根拠を求めている」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
80	平成24年度 諮問受理第265号	平成25年 3 月19日 付け大生保生1354号	平成24年12月18日	郵送拒否の件（答申第318号）は、①「窓口請求」呼称する生野区役所は、大生保生第820号②「来庁規定」決定したフロートチャート（略）は、①②文言表示欠く為、事実上「医療券・適応証明書（略）」郵送拒否したのを示す規定を生野区役所求む（実証せよ）当職実施事実を当職実証（規定）必らずせよ。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 1 月 4 日付け大生保生第1087号 公開決定	生活保護の基礎知識 （大阪市の福祉局生活福祉部保護課作成） 医療扶助決定手続標準事務フローチャート	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。大生保生第820号・903号参考。 郵送拒否可規定欠く（不存在）大福祉第3187号有る。 大情審答申第318号実施機関主張来庁否定有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の基礎知識の医療扶助決定手続標準事務フローの請求である」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
81	平成24年度 諮問受理第266号	平成25年 3 月19日 付け大生保生第 1356号	平成24年12月18日	大生保生第68号「自動発券規定・無効処理規定」正式な名称（公用語）示すもの（「ㄥ」表記請求）（当局・当区が「自動発券」呼称していたのを引用） ※大生保生第945号「呼称」と有る為、公用語を職員は使うべきで有る。 又、市民が、公用語知る由も無い。自動発券は、職員が主張している。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 1 月 4 日付け大生保生第1088号 公開決定	大阪市総合福祉システム生活保護システム所属運用マニュアル医療事務編抜粋（第1章 1－2－4 頁及び第2章 2－5－1 頁）	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。「自動発券」表記する区の他決定通知（大生保生第901号等々）有る。 大生保生第945号「理由説明書」は、医療券の自動発券」を市民の呼称とするが、本件は、即ち「自動発券規定」大生保生第68号（H24. 4／18）同じく。呼称作は、行政側主張に始まる。（従来から、職員呼称有） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「医療券の発行・返却時などの処理内容を定めたもの」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
82	平成24年度 諮問受理第273号	平成25年 3 月27日 付け大生総第232号	平成24年10月17日	大生総第206号「理由説明書」5の3行目に有る、「要綱」や「ガイドライン」を求む	生野区役所総務課（庶務）	平成24年10月25日付け大生総第136号 公開決定	大阪市生野区役所庁舎管理要綱 大阪市生野区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要項 大阪市生野区広報紙及びホームページバナー広告掲載要領 大阪市立生野区民センター使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱 大阪市生野区ホームページバナー広告表現ガイドライン	平成25年 2 月15日	処分の取り消しを求める。 整合性計れずに有る事案多数。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「過去に異議申立人が行った不存在による非公開決定に対する異議申立てに係る実施機関理由説明書中に記載のある、実施機関が当該決定を行うために確認した要綱等」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
83	平成24年度 諮問受理第274号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4805号	平成24年11月15日	市民の声No. 0901-10877-001-01以降、平成20年度～当人への却下決定への上記方式わかるもの	福祉局保護課	平成24年11月29日付け大福祉第3057号 公開決定	「生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて」（平成22年10月22日社援保発1022第1号） 「外国籍の方からの生活保護法による保護申請に対する応答について」（平成22年10月22日事務連絡）	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。※日本国憲法人権事項規定「何人も」と有り、最高裁判例有。 特別永住権者の法令（政令）を無視している。（答申第315号参照） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「生活保護を準用されている外国籍の方からの、不服申し立てに関する取扱いを示す公文書を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
84	平成24年度 諮問受理第275号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4803号	平成24年12月19日	生活保護法第25条の法令通知	福祉局保護課	平成25年 1 月 4 日付け大福祉第3559号 公開決定	生活保護法第25条の法令通知	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。市民の声回答・理由説明書に表明欠いている。 従前より、大健福第4419号・大生保生第825号等の「理由説明書」内、表明欠く。大福祉第3056号内欠く。答申第272号見解欠く。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「生活保護法第25条の条文を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
85	平成24年度 諮問受理第276号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4807号	平成24年12月25日	生活保護関係法令通知集（平成23年度版） 「1 他法との関係」内、社援保発0324第1号・社援保発第0331007号・社保第77号 計3点求む	福祉局保護課	平成25年 1 月 4 日付け大福祉第3560号 公開決定	・平成22年 3 月24日社援保発0324第1号「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」 ・平成18年 3 月31日社援保発第0331007号「障害者自立支援法施行規則第27条等の規定が適用される要保護者（境界層該当者）に対する保護の実施機関における取扱いについて」 ・昭和63年 8 月 3 日社保第77号「精神衛生法等の一部を改正する法律等の施行に伴う生活保護運営上の留意事項について」	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。 大福祉第3056号以外は、全く除外決定している（当局・当区） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求に対し、公開請求書に記載された文書番号から、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張
									(こ) 実施機関の主張
86	平成24年度 諮問受理第287号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4841号	平成24年12月10日	福祉局の補正依頼基準	福祉局保護課	平成24年12月25日付け大福祉第3448号 公開決定	「情報公開条例解釈・運用の手引」のうち「第6条 公開請求の手続」の部分 「大阪市行政手続条例解釈・運用の手引」のうち「第7 申請に対する審査及び応答（第7条関係）」の部分	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。※本件、「解釈」表示するが、当職務際（本件当局決定）の「解釈」（大福祉第1933号）無視する実態。 内規を、所管外不知の為、事務局調整否定答弁との矛盾有る。（解釈は、万事市民サービス基準必須）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「公開請求等があった場合に実施機関が請求者に対して補正依頼を行う基準を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
87	平成24年度 諮問受理第291号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4849号	平成24年12月19日	生活保護法第50条の法令通知	福祉局保護課	平成25年 1 月 4 日付け大福祉第3569号 公開決定	生活保護法第50条	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。「医療機関の義務規定」は法令通知上に有る。当区③ア・④ア答弁再三有る。通知上のⅠ－4－(2) 当局は、当区決定（法第50条2項）を否定している。 大福祉第3560号3点目表記する社保第77号「医療扶助審議会」法令通知欠く。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「生活保護法第50条の条文を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
88	平成24年度 諮問受理第296号	平成25年 3 月29日 付け大福祉第4859号	平成25年 1 月 7 日	大阪市が、主観的判断した個人情報取り扱い明白な次元を利用停止不承認・訂正不承認決定等々実施する目的分かるもの。通例は、原則「整合性」有る次元。	福祉局保護課	平成25年 1 月21日付け大福祉第3749号 公開決定	「個人情報保護条例解釈・運用の手引き」のうち、「第32条及び第40条」の部分	平成25年 2 月 5 日	処分の取り消しを求める。 内規の為、不知、かつ、提示欠いていた、並びに保有か否かを基準で有り、本来は、連絡調整次元。又は、情報提供負う。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「保有個人情報の利用停止請求や訂正請求があった場合に、実施機関が措置決定を行う根拠を求めるもの」とであると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
89	平成25年度 諮問受理第15号	平成25年 4 月18日 付け大生保生第65号	平成25年 2 月 6 日	生野区役所は、社援保発第033000号Ⅰ－4－(2)③ア示すが、③アは、「法令に基づく」表記有る為、当「法令」分かるもの。③ア決定多々有る。（大生保生第825号第3－3も「法令に基づく」記載している＝③ア点示す)③ア「診療中」示す為、末診不可。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 2 月18日付け大生保生第1263号 公開決定	生活保護法第50条部分 指定医療機関医療担当規程第7条部分	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。 大生支第113号→大情審答申第272号に相違する。又、表示は、「診療中」原則規定為、末診除外。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護法第50条部分及び指定医療機関医療担当規程第7条部分の請求である」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
90	平成25年度 諮問受理第21号	平成25年 4 月18日 付け大生保生第77号	平成25年 2 月26日	大生総第106・107・108号の社援保発第0330001号Ⅰ－4－(2)③ア・④アは、行政個人情報保護法示すもの（府は、個人情報保護条例示す）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 3 月11日付け大生保生第1316号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。 略式－③ア・④アを決定する他法他施策の活用事案多数有り、答申（大情審第316号）有る。通知正しく解釈欠く。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大生総第106号他各号の決定通知書が行政個人情報に該当することを示す公文書の請求である」と解したが、そもそもそのような公文書は存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
91	平成25年度 諮問受理第24号	平成25年 4 月18日 付け大健こ第25号	平成24年 8 月23日	「神経症」を規定するもの	健康局こころの健康センター	平成24年 9 月 6 日付け大健こ第258号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年11月28日	処分の取り消しを求める。 事例（大健福第6054号・大生支第469号・生保生第73号・大生保生第218号・生保生第80号）等々 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定において『神経症』を規定するものを求めるもの」であるものと解したが、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定については、厚生労働省の通知に基づいて実施しているところであるところ、「『神経症』を規定するもの」に関する通知はなく、また、こころの健康センターにおいても該当する公文書を作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
92	平成25年度 諮問受理第25号	平成25年 4 月18日 付け大健こ第28号	平成24年 8 月29日	①答申第316号の「同意書」引用には、対象患者が分かる資料全部。 ③生活保護法第50条引用可の規定。	健康局こころの健康センター	平成24年 9 月12日付け大健こ第273号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 制度の共有化原則との整合性欠く。当時は、当局内の事で有る。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定に関する事業にかかる公文書」とであると解し、①については、こころの健康センターにおいて該当する公文書を作成しておらず、実際に存在しないことから、③については、厚生労働省からの通知もなく、こころの健康センターにおいても該当する公文書を作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
93	平成25年度 諮問受理第26号	平成25年 4 月19日 付け大大保第89号	平成24年 1 月25日	問診が診断の根拠に成るのが分かるもの ※医療対策	健康福祉局大阪市保健所保健医療対策課	平成24年 2 月 8 日付け大大保第1507号 公開決定	医師法 第20条の解	平成24年12月12日	処分の取り消しを求める。 専門的医療分かるもの欠く。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「問診が診断の根拠になることが分かるものを求めるもの」とであると解し、「医師法 第20の解」は、医師法第20条（無診療治療の禁止）に関する厚生省健康政策局総務課の解説であり、その中で「診察とは、触診、聴診、問診、望診その他手段のいかんを問わないが、現代医学から見て疾病に対して一応の診断を下し得る程度の行為でなければならない。」とされていることから、（き）欄に記載の公文書を特定し、（か）欄に記載の決定を行った。
94	平成25年度 諮問受理第27号	平成25年 4 月19日 付け大大保第90号	平成24年 9 月 3 日	平成成22年 9 /16付別紙〇〇・〇〇・〇〇職員（3名）の該当する市民の声回答、及び、議事録、又は、相当資料、或いは、関連資料、類全部（4点他）	健康局保健所保健医療対策課	平成24年 9 月18日付け大大保第930号 不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成24年 9 月28日	処分の取り消しを求める。 平成22年 2 月19日「全面謝罪」のテーブル付く。 平成22年 3 月 2 日医師法第20条違反を行政指導。（市民の声回答） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人に対する障害者自立支援医療適用の問題の解決の方向性を見出すために開催した会議に関する市民の声回答及び議事録等を求めるもの」とであると解し、実施機関は議事録を作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
95	平成25年度 諮問受理第28号	平成25年 4 月30日 付け大市民第6051号	平成25年 2 月26日	大市民第6121号の作成経路・法的根拠分かるもの（H24、11/17　〇〇・〇〇職員提言）　総務課調査記録＝〇〇職員調査記録全部　大個審第56号の大市民第256号「謝罪」（他法問題）示す以降作成分	市民局総務課総務グループ、大阪市人権啓発・相談センター	平成25年 3 月12日付け大市民第6234号　不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分を取り消しを求める。 不法で有る。では、市民を騙しているのか！？
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市民第6121号により開示を決定した『自立支援医療適用に係る行政行為について』の法的根拠・作成経緯、及び大市民第256号（平成23年 6 月22日付け）以降に作成された総務課による職員調査記録全部を求めるもの」であると解し、「自立支援医療適用に係る行政行為について」は、平成23年 2 月に当時の相談担当者が弁護士の見解をまとめたものであって法的根拠に基づいて作成したものではなく、その経緯を示すものは存在せず、また、大市民第256号（平成23年 6 月22日付け）以降、職員に係る調査記録はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから（か）欄記載の決定を行った。
96	平成25年度 諮問受理第29号	平成25年 4 月30日 付け大市民第6052号	平成25年 2 月26日	大市民第6121号の社援保発第0330001号Ⅰ－4－(2)③ア・④ア「行政個人情報保護法示すもの」（府は、個人情報保護条例示す）	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年 3 月12日付け大市民第6235号　不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分を取り消しを求める。 大市民第6121号正当性欠く。大市民第6090・6107号、6167号示す。（大市民第6139号示す）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「社援保発第0330001号のうち、異議申立人が指摘した箇所について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との関係を示すものを求めるもの」であると解したが、市民局は、社援保発第0330001号の所管部署ではないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
97	平成25年度 諮問受理第31号	平成25年 4 月26日 付け大大保第146号	平成25年 1 月 7 日	医療機関の「予約制」分かるもの（2局へ求む） 福祉局・健康局は互いに医療執務有る。	健康局保健所保健医療対策課	平成25年 1 月21日付け大大保第1642号　不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 2 月 5 日	処分を取り消しを求める。 大生保生第405号等々、区は、〇〇病院「消化器内科」予約問題の件を当院正当化している根拠でも有る。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「医療機関における予約制についてわかる文書を求めるもの」であると解し、医療機関における予約制は、当該医療機関の裁量によって行われるものであり、実施機関が関与するものではないことから、実施機関ではそのような公文書の作成はしておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
98	平成25年度 諮問受理第33号	平成25年 4 月26日 付け大大保第148号	平成25年 2 月25日	保健所医療対策は、大生保生第429号示すとうり、当区との連結示すもの。並びに、当区主張の是非又は、肯・否示すもの。	健康局保健所保健医療対策課	平成25年 3 月11日付け大大保第1894号　不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分を取り消しを求める。 当区は、「末診不知」（大健福第4419号）、「情報得ず」（大生総第106号通知書A「貴方（異議申立人）からも聞いておらず」同A）を主張する末診発行正当化有。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「平成23年 9 月13日付け大生保生第429号審議会諮問通知書において、個人情報利用停止請求不承認の決定等の理由としている内容に関して、生野区役所（以下「区」という。）と健康局の連携を示す文書及び区が行った決定の是非等を示す文書を求めるもの」であると解し、区に対する個人情報利用停止請求にかかる対応については、区と健康局が協議すべきものではなく、また、区の対応の是非等を健康局が判断すべきものではないことから、実施機関ではそのような公文書の作成はしておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
99	平成25年度 諮問受理第34号	平成25年 4 月30日 付け大健こ第39号	平成25年 2 月25日	「神経症」が、「神経性障害」示すもの求む	健康局こころの健康センター	平成25年 3 月 8 日付け大健こ第580号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。当区不整合有。 大生保生第1265号示す。(1099・1170号提示) ←大生保生第696号正当化。 大生保生第559・578・1055・1057・1085・1086・1168号は、572・902号反す。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「『神経症』が、『神経性障害』であることを示すもの求めるもの」であると解し、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定については、厚生労働省の通知に基づいて実施しているところであるが、「『神経症』が、『神経性障害』であることを示すもの」に関する通知はなく、また、こころの健康センターにおいても該当する公文書を作成しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
100	平成25年度 諮問受理第44号	平成25年 5 月16日 付け大人事人第83号	平成25年 2 月18日	大総務人第394号 第2-口頭より、事実確認した結果、特定の職員の行為に故意又は過失が疑われることはなかったことから」の点を〃・〃を否定する証拠物件 大情審答申第272号反す指摘する。大健こ第258号示す。	人事室人事課(人事グループ)	平成25年 3 月 4 日付け大人事人第564号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 3 月15日	処分の取り消しを求める。※大健こ第258号否定する当区相当な主張している。 大情審答申第272号尊重欠く。(答申第316号参照＝請求を決定欠く)
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「特定の職員の行為に故意又は過失が疑われることはなかったことを否定する文書を求めるもの」であると解し、当該公文書をそもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
101	平成25年度 諮問受理第48号	平成25年 5 月23日 付け大市第32号	平成25年 2 月18日	市政改革室は、2/15、〇〇係長回答「昨年、当月の〇〇課長主張する道義的責任不知とは、広辞苑とうり、説明不可を意図示す」は、説明義務・責任負う公務員が、妥当性示すもの。	市政改革室総合調整担当	平成25年 3 月 1 日付け大市第94号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 4 月11日	処分の取り消しを求める。(理不尽・不条理!!) 行政機関は、法解釈基づく、運営。法解釈外、対応不可。 「問わず」は、文字とうりの理解。憲法第99条、地公法上、「道義的責任」現す。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「広辞苑どおりに知らないから知らないと答えた職員の対応が、説明責任・義務を負っている公務員として妥当であることの根拠となる公文書を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成しておらず実際に存在しないことから、(か) 欄に記載の決定を行った。
102	平成25年度 諮問受理第89号	平成25年 7 月29日 付け大生保生第529号	平成25年 6 月 4 日	平成25年 3 月22日「記者会見」の却下案件(12件)が、所管外の生野区役所が、引き継ぐ理由分かるもの。(5/23、〇〇職員説明出来ず) 6/4〇〇代理は、生野区分と主張するが、決定通知表示は、区外有。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成25年 6 月13日付け大生保生第353号 公開決定	大阪市情報公開条例運用の手引「第10条 公開請求に対する措置等」生活保護法第50条 生活保護行政を適正に運営するための手引について 平成18年 3 月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 4-(2)-③-ア 部分	平成25年 7 月 2 日	処分の取り消し、及び、請求事項の原課以外を実施する不行為と成る。 4件は、生野区分(表示している)、8件は、生野区以外(表示している)の分を生野区引き継ぎ、却下する理由欠く。「11」表記外却下。
									実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開条例運用の手引「第10条 公開請求に対する措置等」生活保護法第50条、生活保護行政を適正に運営するための手引について 平成18年 3 月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 4-(2)-③-ア 部分の請求である」と解し、(き) 欄に記載の公文書特定して、(か) 欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
103	平成25年度 諮問受理第90号	平成25年 7 月31日 付け大総務第 e－71号	平成25年 6 月19日	大阪市個人情報審議会「答申」（大個審）を〇〇と化す上で、一般公開する個人情報保護法（総務省所管）に関係示すもの求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年 7 月 3 日付け大総務第 e－48号 不存在による非公開決定	上記請求に係る文書を公文書として保有しておらず、実際に存在しないため	平成25年 7 月19日	処分の取り消しを求める。審議会の請求を審査会規定（下記）出す。備考の御提供資料「第29条」は、審査会を表示する為、審議会とは、異なる。 「原課」判断の主張一点張り続く弁護は、原課を実施する職務に示すのを不知！？答申一般公開するのは、本件実施機関。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「個人情報保護審議会の答申を公表することに係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
104	平成25年度 諮問受理第112号	平成25年 9 月18日 付け大生保生第 731号	平成25年 6 月19日	総務局行政部・生野区役所双方の連結「却下案件」（平成25年 3 月22日「記者会見」理由）作るが、窓口と受理（区）の責任所在明白示すもの求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 7 月 1 日付け大生保生第415号 公開決定	大阪市情報公開条例運用の手引「第10条公開請求に対する措置等」生活保護法第50条生活保護行政を適正に運営するための手引について 平成18年 3 月30日 社援保発第 0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 4－(2)－③－ア 部分	平成25年 8 月 9 日	処分の取り消しを求める。下記とうり、7／31「未通院」否定する〇〇職員の「通院中」事実不明も説明要す。 社援保発第0324号は、未決定で有り、法令上の医師照会規定する為、社援保発第0330001号 I－4 (2) ③ア適応出来ず。※「大生保生第250号」（不）より※大生保生第251号「不」実態③ア上の法第50条事例欠く。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開条例運用の手引「第10条 公開請求に対する措置等」生活保護法第50条、生活保護行政を適正に運営するための手引について 平成18年 3 月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知 4－(2)－③－ア 部分の請求である」と解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
105	平成25年度 諮問受理第123号	平成25年10月11日 付け大生保生第 833号	平成25年 8 月16日	大生保生第413号「12件」却下処分の1件つつ請求する。（個別決定求む） 大生保生第1380号が、答申上該当する案件・大生保生第1381号が、答申上該当する案件・大生保生第1382号が、答申上該当する案件・大生保生第1389号が、答申上該当する案件・大生保生第1390号が、答申上該当する案件・大生保生第1391号が、答申上該当する案件・大生保生第1392号が、答申上該当する案件・大生保生第1393号が、答申上該当する案件・大生保生第1394号が、答申上該当する案件・大生保生第1395号が、答申上該当する案件・大生保生第1396号が、答申上該当する案件・大生保生第1397号が、答申上該当する案件	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年 8 月23日付け大生保生第634号 公開決定	大情審答申第332号	平成25年 8 月29日	処分の取り消しを求める。大生保生第250号「不」（大生保生第251号「不」有り、社援保発第0330001号実態欠く、「不」（③アの事例）多々有る。法第50条・医療担当規定第7条の実態欠く（実施している） 「レセプト」・「医療要否意見書」は、職員らが、関与した上での医学的見解不可。 医学的見解は、嘱託医義務負う（法規）（※大生保生第635・636号「不」）※大健福第1918号「精神医療」は、局嘱託医行う資料有。（社発第727号）
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「実施機関が行った却下決定の理由となる答申を求めるものを求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
106	平成25年度 諮問受理第127号	平成25年11月 8 日 付け大総務行第35号	平成25年 8 月29日	保有資料の明確を判断する為の方法示すものか、「特定されず」却下決定から、全資料分知る方法求む。全資料不明は、補正依頼自体分からず。	総務局行政課（文書グループ）	平成25年 9 月12日付け大総務行第30号 公開決定	公文書検索システム（大阪市ホームページ）	平成25年10月31日	処分の取り消しを求める。「補正依頼」分（生野区多数、市民局少数、総務局少数）は、実施機関（各職）すら、一部公開HP上「絞り込めず」（特定不可、請求満たさず）必らず却下。 市内全職は、HP上一部「公開」、全部非公開の為、「公文書有・無分かるもの」（大総務行第31号（10号変更）は、公開条例第36条「条文解説」P. 96決定要す上で、実施機関対応すべきが、相当。
									実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市の保有する公文書の有無を知る方法を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
107	平成25年度 諮問受理第136号	平成25年11月26日 付け大人事第22号	平成25年 9 月10日	大人事第19号の当資料「要領」等内、下記示す特定行い、事実上の〇〇・〇〇職員は、「故意又は過失は無い」回答のみを判断するが①「専門知識取得」資料上、表記との相違は、「故意」判断する。是認出来る資料上の点求む。(専門知識欠く「不」決定有) ②生野区役所総務課回答を単に引き継ぐのは、調査規定「有」「無」求む。 ①②の決定求む。	人事室総務課	平成25年 9 月24日付け大人事第20号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年10月31日	処分の取り消しを求める。「整合性欠く」大生支第469号「諮」が、大大保第452号「不」非公開や、大生保生第102号「不」非公開(前記429号とうり市民の声回答欠如。大生保生第609号「開」(レセプト5点表示)のレセプト解釈主張欠如より、行政機関法的根拠不明から、回答応じる指導理由不明(法第50条根拠欠く)、又、下記欠如(大生保生第251号同じく)大福祉第2026号「不」非公開(大生保生第579号同じく)、802号「不」非開示 大生保生第579号「不」非公開(法第50条を他法活用適応事例欠如)、648号「不」非公開(社援保発第0330001号Ⅰ－4(2)③ア④アを他法活用適応事例欠如)、251号「不」非開示(法第50条の理由欠如)区主張する事例欠如。事由(理由)欠如の為、全く信用性無い。第一、「法第50条」治療の義務規定。尚、「法第50条」都道府県知事の権限を規定。 実施機関は、異議申立人に対して確認した上で、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、①については「〇〇・〇〇職員が障害者自立支援法に関する専門知識を欠いているにも関わらず生野区役所職員に故意又は過失はないと判断したことについては是認できる資料」であると解し、②については、「〇〇職員が、生野区役所総務課から『大生総第84号』に関する報告を口頭でしか受けていなかったことについて是認している規定等」であると解し、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
108	平成25年度 諮問受理第143号	平成26年 1 月 6 日 付け大総務第 e－213号	平成25年10月 8 日	大総務行第 e－3 号「却下理由」示す分の「権利の濫用」の理由分かるもの求む。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年10月22日付け大総務第 e－139号 不存在による非公開決定	平成25年 4 月 8 日付け大総務行第 e－3 号による決定は、開示請求に係る保有個人情報の全部の開示を決定したものであることから、本件請求に係る公文書は存在しないため	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 異議申立てを平成21年行った同案類の答申は、「平成25年 3／15の大個審答申第57号・大情審答申第332号」約2～3年要している事実ある。 答申は、「無診療」の他法活用(自立支援医療)可能とする「無診療」の病状照会する条文規定決定は無い。 生活保護法を具体的理解する冊子類(国が公認する文献)は、HP上非公開であり、請求しないと分らず、請求の文言次第での決定も変化する実態。(文言トラブル)※職員側立場上は、「趣旨」弁明した請求外決定はある。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「平成25年 4 月 8 日付け大総務行第 e－3 号において権利濫用であるとして却下した理由の分かるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。
109	平成25年度 諮問受理第144号	平成26年 1 月 6 日 付け大総務第 e－214号	平成25年10月 8 日	大総務第 e－131号「公却下」は、政策企画室のHP有る請求を総務局が、「特定されず」判断が、職務外判断為、再度、HP上に有る、広報「権利の濫用」分・報道3／22「記者会見」分の関係全部求む。大総務行第10号「公文書の有・無分かるもの」HP上決定しているのは、総務局で有る。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年10月22日付け大総務第 e－141号 不存在による非公開決定	大阪市ホームページ上で公開している公文書検索システムの文書目録には、請求に係る文書が掲載されていないため	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 異議申立てを平成21年行った同案類の答申は、「平成25年 3／15の大個審答申第57号・大情審答申第332号」約2～3年要している事実ある。 答申は、「無診療」の他法活用(自立支援医療)可能とする「無診療」の病状照会する条文規定決定は無い。 生活保護法を具体的理解する冊子類(国が公認する文献)は、HP上非公開であり、請求しないと分らず、請求の文言次第での決定も変化する実態。(文言トラブル)※職員側立場上は、「趣旨」弁明した請求外決定はある。 実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「公文書検索システムに掲載されている文書目録のうち、平成25年 3 月21日に生野区役所が行った権利濫用を理由とする公開請求却下決定について、市政記者クラブの共同取材を受けたものに関するものが記載された当該システム上の文書目録を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
110	平成25年度 諮問受理第145号	平成26年1月6日 付け大総務第e－215号	平成25年10月11日	総務局は、「社援保発第0324号」が、答申上除外する理由、及び、法的根拠分かるもの全部求む。答申上（上記通知）有れば、該当事案求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年10月25日付け大総務第e－145号 不存在による非公開決定	大阪市情報公開審査会が大阪市長に提出した答申は、「社援保発第0324号」の内容を除外するものではないことから、除外する理由を示す公文書及び除外する法的根拠が分かる公文書は存在せず、また、「社援保発第0324号」を記載した答申も存在しないため	平成25年12月3日	処分の取り消しを求める。 異議申立てを平成21年行った同案類の答申は、「平成25年3／15の大個審答申第57号・大情審答申第332号」約2～3年要している事実ある。 答申は、「無診療」の他法活用（自立支援医療）可能とする「無診療」の病状照会する条文規定決定は無い。 生活保護法を具体的理解する冊子類（国が公認する文献）は、HP上非公開であり、請求しないと分らず、請求の文言次第での決定も変化する実態。（文言トラブル）※職員側立場上は、「趣旨」弁明した請求外決定はある。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開審査会が大阪市長に提出した答申が『社援保発第0324号』を除外しているとして、その理由を示す公文書及び除外する法的根拠が分かる公文書、並びに『社援保発第0324号』を記載した答申を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
111	平成25年度 諮問受理第149号	平成26年1月14日 付け大生保生第1155号	平成25年10月11日	大総務行第10号「公文書有・無はHP上一部掲載より可」大総務行第30号「特定されず却下決定事項は、上記10号同じくのHP上一部掲載より可」の決定事項は、公開条例第36条文解説「請求者は、複雑多様な行政事務分かりづらく、特定は相当困難示される」自体（市説明）より、「解説の1」から「必要な利便を提供」求む。大生保生第809号	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年10月25日付け大生保生第881号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については、そもそも作成又は取得していないため	平成25年12月3日	処分の取り消しを求める。訂正当然。「権利の濫用」主張する実態欠如。生活保護法第4条解釈する文献「大健福第1933号」（公）は、実施機関も決定有。 文献（冊子類）とうり、嘱託医見解基づく、自己情報管理は、法律上義務負う。 「無診療」の回答を有効とする法律は、無い。更に他法活用不可。軽微な誤字・脱字は、訂正不要だが、事案（決定事項）の誤りは、本来、原課が、修正要す。しかし、実施機関は、修正拒否や訂正拒否する基本拒否は、不適法。事案の表記「正確」要す。 尚、大生保生第569・684号「不」非公開は、実施機関主張の信用性欠く。 又、大生保生第251号「不」非開示は、大生保生第557号「理由説明書」有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大生保生第809号による個人情報開示請求却下決定に至る経緯において、実施機関が請求者に対し、補正の参考となる情報の提供（保有個人情報の特定に繋がる文書等の提供）を行えという内容である」と解したが、そもそも当初の請求においてその意図や内容が全く不明であるから補正依頼を行ったものであるから、補正の参考となるような公文書の特定も当然不可能であったため、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから（か）欄に記載の決定を行った。
112	平成25年度 諮問受理第152号	平成26年1月14日 付け大生保生第1161号	平成25年11月5日	総務局文書グループは、添付する「大生保生第881号（「不」非公開）」が、既に決定事項内の「HP」実施資料との「相関関係」「整合性」欠如明白だが、「HP」（市内各職）管理義務分かるもの求める。仮に、文書グループが、義務負わずならば、「不知」「不明」な「HP」決定は、「市内各職」成らず、文書グループ限定。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年11月15日付け大生保生第959号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書については、そもそも作成又は取得していないため	平成25年12月3日	処分の取り消しを求める。 異議申立てを平成21年行った同案類の答申は、「平成25年3／15の大個審答申第57号・大情審答申第332号」約2～3年要している事実ある。 答申は、「無診療」の他法活用（自立支援医療）可能とする「無診療」の病状照会する条文規定決定は無い。 生活保護法を具体的理解する冊子類（国が公認する文献）は、HP上非公開であり、請求しないと分らず、請求の文言次第での決定も変化する実態。（文言トラブル）※職員側立場上は、「趣旨」弁明した請求外決定はある。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大生保生第881号を公文書検索システムに即時掲載しなければならないとする規定を求めている」と解したが、大生保生第881号を公文書検索システムに即時掲載しなければならないとする規定は特に存在しないことから、該当する公文書は作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
113	平成25年度 諮問受理第164号	平成26年 2 月21日 付け大総務第 e－270号	平成25年12月 9 日	大総務第 e－160号は、「開示請求書」（個人情報）否定の為、再度「公開請求書」で行う。 これまでの「公開決定通知書」（私の請求してきた分全件）より、H P 上公開件求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年12月20日付け大総務第 e－203号 不存在による非公開決定	「公文書検索システム」には、公文書の標題などは掲載されているが、そもそも実施機関の職員が作成した公文書そのものは掲載されていないことから、公開請求に係る決定に関する公文書についても掲載されておらず、存在しないため。	平成26年 1 月17日	処分の取り消しを行い、該当する「弁護士の回答」決定求める。総務局は、「市民局からの引き継ぎ」以外不可より、市民局へも「弁護士の回答」請求。「審査会」事案は、「弁護士の回答」欠如。 指定番号「6227-4033」へ補正依頼の回答書面送信済の為、e－202号は、不相当な主張や、「弁護士の回答」との明示するe－3号とうりの「弁護士の回答」請求は、満たしている。 ＜又、弁護士の回答を争うのは、職員であり続ける＞ 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「異議申立人が過去に行った公文書の公開請求に係る決定に関し、大阪市H P 上にある『公文書検索システム』で確認することができる異議申立人に係る公文書を求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
114	平成25年度 諮問受理第165号	平成26年 3 月20日 付け大市民第6256号	平成25年10月11日	大総務行第10号「公文書有・無はH P 上一部掲載より可」大総務行第30号「特定されず却下決定事項は、上記10号同じくのH P 上一部掲載より可」の決定事項は、公開条例第36条文解説「請求者は、複雑多様な行政事務分かりづらく、特定は相当困難示される」自体（市説明）より、「解説の1」から「必要な利便を提供」求む。（次の件全件要す） 大市民第5058号、大市民第6121号、大市民第6122号	市民局総務課総務グループ、大阪市消費者センター、大阪市人権啓発・相談センター	平成25年10月25日付け大市民第6140号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成25年12月 3 日	大市民第6013・256号「開」の「謝罪」内訳が、釈然としない事態続く！！！！ 処分の取り消しを求める。大総行第 e－3・e－26号が、相違する。 ※大市民第6163号「却下」（不正確主張）は、本人情報不明な個人情報保護条例条文→通知書A B C Dは、取得有る。 （公益通報）大市民第6140号「不」非開示有。 参考＝大市民第6137号「〇〇弁護士記録票」（消費者センター事案見解「著しく」（18条）解釈） 「事実」－大市民第6139号「〇〇弁護士記録票」（「他法事案」生野区役所見解）、大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」（6139号以上の見解無い回答記述）－「本人収集」分 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市民第5098号、大市民第6121号及び大市民第6122号により却下決定を行った公開請求に関して、条例第36条に規定する利便を考慮した適切な措置（公文書の特定に資する情報（文書）の提供）を求めるもの」であると解し、大市民第5058号、大市民第6121号及び大市民第6122号により却下決定を行った公開請求は、そもそも請求の趣旨や提供を求めている文書が判然とせず、請求者の利便を考慮した適切な措置を講ずることはできないものであり、公文書の特定に資する情報（文書）については、そもそも存在しないことから（か）欄記載の決定を行った。
115	平成25年度 諮問受理第166号	平成26年 3 月20日 付け大市民第6258号	平成25年10月17日	大市民第609号「不」非公開・6107号「理由説明書」（通知無く、当然の法理示す主張）は、6139（6058号同一「弁護士記録票」）号に6167号「回答書（〇〇弁護士作＝異議申立人に回答する以上は無い＝6139号以外の見解無い回答）以上、6121号作成書面行い、6234号「法的根拠無い・作成経路不明」実施決定後の6022号「諮」（訂正不承認）は事実と合致欠く主張・弁護士見解主張の矛盾は、「事実」分かるもの（福祉局決定事項）・弁護士見解分かる記録票求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年10月31日付け大市民第6144号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年12月 3 日	大市民第6013・256号「開」の「謝罪」内訳が、釈然としない事態続く！！！！ 処分の取り消しを求める。大総行第 e－3・e－26号が、相違する。 ※大市民第6163号「却下」（不正確主張）は、本人情報不明な個人情報保護条例条文→通知書A B C Dは、取得有る。 （公益通報）大市民第6140号「不」非開示有。 参考＝大市民第6137号「〇〇弁護士記録票」（消費者センター事案見解「著しく」（18条）解釈） 「事実」－大市民第6139号「〇〇弁護士記録票」（「他法事案」生野区役所見解）、大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」（6139号以上の見解無い回答記述）－「本人収集」分 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大市民第6139号、第6167号の弁護士の見解に関する文書を示し、事実に合致しないこと、弁護士見解に矛盾することを主張し、その根拠となる文書を求めるもの」であると解し、弁護士が見解を示すにあたり、判断を行った根拠については、個別の法令や通知に準拠したものではなく当然の法理から導いたものであると弁護士から伺っていることから、実施機関としても妥当な見解であると考えており、異議申立人が求めている情報（文書）については、そもそも存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
116	平成25年度 諮問受理第167号	平成26年 3 月20日 付け大市民第6259号	平成25年10月22日	市民局は、大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」を市内共有が分かるもの求む。 （総務局・福祉局・生野区役所の共有示す何ら書面類全点請求する） 大市民第6139号「〇〇弁護士記録票」共有化分かるもの求む。 ＜専門相談事業の弁護士見解は、関係職共有義務＞	大阪市人権啓発・相談センター	平成25年11月 5 日付け大市民第6151号 不存在による非公開決定	上記請求に係る公文書は、そもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年12月 3 日	大市民第6013・256号「開」の「謝罪」内訳が、釈然としない事態続く！！！！ 処分の取り消しを求める。大総行第 e－3・e－26号が、相違する。 ※大市民第6163号「却下」（不正確主張）は、本人情報不明な個人情報保護条例条文→通知書 A B C D は、取得有る。 （公益通報）大市民第6140号「不」非開示有。 参考＝大市民第6137号「〇〇弁護士記録票」（消費者センター事案見解「著しく」（18条）解釈） 「事実」－大市民第6139号「〇〇弁護士記録票」（「他法事案」生野区役所見解）、大市民第6167号「〇〇弁護士回答書」（6139号以上の見解無い回答記述）－「本人収集」分 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「（え）欄に記載の弁護士回答書を（え）欄に記載の所属間で共有していることが分かるものを求めるもの」とであると解し、弁護士回答書は異議申立人が本市の人権相談事業を利用して、弁護士に生活保護に関して助言を受けた際の相談等の記録であるため、市民局が総務局・福祉局・生野区役所と共有すべきものではなく、また、実際に共有していないことから、異議申立人が求める文書はそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
117	平成26年度 諮問受理第 3 号	平成26年 4 月 3 日 付け大総務第 e－13号	平成26年 1 月17日	大阪市の保有内から、下記分的確なもの請求する。 行政不服審査法の「政令第311号」求める。（文献に明示有） 情報公開法の政令全点求める。（総務省の省令も合わせて求める） 末調査可能とする政令不明の為、まずは認知する法令求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年 1 月31日付け大総務第 e－258号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書は存在しないため	平成26年 3 月24日	処分の取り消し、全件求める。社会通念上、一般常識範囲の請求（矛盾の解明）より、保有から、一般公開済の為、情報提供せよ。個人の件は、所管外の為、越権行為示す。 （「公」・「不」非公開の記者会見である） 大阪市情報公開審査会は、「個人の件」事案欠如。大情審答申第332号「11」も「不」非公開の答申表示。何故か、大総務第 e－3 号「公」は、個人の件有り、収集元不明。「権利の濫用」続行ばかりで、作成根拠不明のままより、「公開条例解釈運用手引き」逸脱する。単に排除必死に有。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「行政不服審査法に係る政令第311号、情報公開法に係る政令及び総務省令など、国が公布した政令や省令、法令（以下「政令等」という。）を求めるもの」とであると解したが、政令等が掲載・引用された官報、雑誌、書籍等は保有しているものの、これらは公文書でないため、（か）欄に記載の決定を行った。
118	平成26年度 諮問受理第120号	平成26年 4 月 8 日 付け大大保第24号	平成25年 6 月10日	〇〇病院の主張とうり、一致する大阪市保健所医療対策の一般公開されているもの。 乳癌に対するもの・心臓病（狭心症）に対するもの 国の見解示すもの等々求む	健康局保健所保健医療対策課	平成25年 6 月24日付け大大保第383号 不存在による非公開決定	実施機関において、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成25年 7 月 2 日	処分の取り消しを求める。大個審答申第61号とは、相違。本市は、「不存在」を不服申立可教示実施欠く！又、実施機関回答とも相違。 大大保第 5 号「理由説明書」との本件「整合性」有り得ず。 検診必須病を不要とする医師責任問われる。現に異議申立人は、通院中。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「異議申立人が〇〇病院に来院した際の診断内容に関して、実施機関がどのように判断したのかを特定する文書を求めるもの」とであると解し、医療機関の個別の診断内容については、医師の裁量・判断にかかわるものであり、実施機関が調査や指導を行なう立場にないため、該当する公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
119	平成26年度 諮問受理第128号	平成26年 9 月24日 付け大福祉第2033号	平成25年10月11日	福祉局は、大総務行第10号、及び、第30号に基づき、「社援保発第0324号」が、HP 上掲載有・無分かるもの求む。 大健福第3560号分に有るが、HP 上有・無不明の為、上記求む。	福祉局保護課	平成25年10月24日付け大福祉第2570号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成25年12月 3 日	処分の取り消しを求める。 異議申立てを平成21年行った同案類の答申は、「平成25年 3 /15の大個審答申第57号・大情審答申第332号」約 2 ～ 3 年要している事実ある。 答申は、「無診療」の他法活用（自立支援医療）可能とする「無診療」の病状照会する条文規定決定は無い。 生活保護法を具体的理解する冊子類（国が公認する文献）は、HP 上非公開であり、請求しないと分からず、請求の文言次第での決定も変化する実態。（文言トラブル）※職員側立場上は、「趣旨」弁明した請求外決定はある。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「厚生労働省が作成した通知である社援保発第0324号を実施機関が大阪市ホームページに掲載しているかどうか分かる文書を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
120	平成26年度 諮問受理第137号	平成26年10月10日 付け大総務第 e－214号	平成26年 7 月10日	大阪市は、「行政不服審査法」の条文分からず、「却」や「棄却」する為、「一般的な不平不満」と「権利の濫用」、「特定出来ず（情報不足の補正依頼続けた開却件）」の条文求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年 7 月24日付け大総務第 e－128号 公開決定	・大阪市情報公開条例 ・大阪市個人情報保護条例	平成26年 9 月11日	処分の取り消しを求め、大総務第 e－3・e－26・e－9号「〇〇」件根拠置く、「不」答申案件と「公」案件の相関有「整合性」示すもの決定せよ。大生保生第449・501号「不非開」「大生支第470号」不非開示件は、大生保生第1085号「公」見解示すもの 大情審答申第272号見解「6・7」因果欠如する通知類調査資料が、「6・7」事実関係示される一慣性欠如続くのは、「大個審答申第57号」不非開示件類に、e－187号欠如の不透明（「速やかに」時系例矛盾する「答申」件多々有）具体性明白にある。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開制度及び大阪市個人情報保護制度において、『一般的な不平不満』や『権利の濫用』、『文書又は情報 が特定できない』を理由として『却下』や『棄却』の決定を行うことができる根拠条文を求めるもの」であると解し、（き）欄に記載の公文書を特定して、（か）欄に記載の決定を行った。
121	平成26年度 諮問受理第138号	平成26年10月10日 付け大総務第 e－215号	平成26年 8 月25日	大阪市情報公開制度の条例表示する「速やかに」の期間予定するもの、分かるもの求める。（服務規律との相関性要す）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年 9 月 1 日付け大総務第 e－187号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成26年 9 月11日	処分の取り消しを求め、大総務第 e－3・e－26・e－9号「〇〇」件根拠置く、「不」答申案件と「公」案件の相関有「整合性」示すもの決定せよ。大生保生第449・501号「不非開」「大生支第470号」不非開示件は、大生保生第1085号「公」見解示すもの 大情審答申第272号見解「6・7」因果欠如する通知類調査資料が、「6・7」事実関係示される一慣性欠如続くのは、「大個審答申第57号」不非開示件類に、e－187号欠如の不透明（「速やかに」時系例矛盾する「答申」件多々有）具体性明白にある。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「大阪市情報公開条例第17条で規定する『速やかに』を示す期間が分かるものを求めるもの」であると解し、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
122	平成26年度 諮問受理第143号	平成26年10月28日 付け大総務第88号	平成26年 9 月 2 日	大総務第 e ー 類件は、大総務行第10・30号「HP」件より、「HP」上の第12章「ICDー10」所属運用マニュアル欠如（非公開）・第13章「病状把握について」欠如（非公開）承知の元、「補正依頼」は、HP見聞不相当（行政サービス反する）の為、接遇マニュアル求める！又、服務規律求める！	総務局総務課（総務グループ）	平成26年 9 月16日付け大総務第68号 不存在による非公開決定	総務局では、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 9 月29日	大総務第 e ー 3 ・ e ー26 ・ e ー 9 号「〇〇書面」件 ・ e ー195号「公」件（H26. 9／10） ・ e ー128号「公」件（H26. 7／24）は、条例上の「整合性」が、不明確かつ不的確の為、地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条規定の当然の法理を判明せず。 大生支第470号不非開示件と大情審答申第272号の整合性。 人事室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）・市政改革室の「理由説明書」等の組織連帯責任「法的義務」負う市政の有り方分からず、原則「整合性・一貫性」を「職員」個々の免責する市規定求める。又、法律等々「免除」求める。 実施機関は、異議申立人に対して確認した上で、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「総務局が作成した接遇マニュアル及び総務局が大阪市職員倫理規則を元に作成した文書を求めるもの」であると解し、総務局では、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
123	平成26年度 諮問受理第144号	平成26年10月22日 付け大健こ第408号	平成26年 9 月 4 日	大健こ第272号「訂正不承認」件から、再度の請求必要不可欠判明（軽微な誤字・脱字の取り扱い除外した主張）した為、「神経症」が「神経症性障害」示すもの求める！	健康局こころの健康センター	平成26年 9 月18日付け大健こ第311号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 9 月29日	処分の取り消しを行い、両課の「整合性」求める。大生保生第1055・105・1057・1085・1086・1168・1236・1263・1265・1294・1313・1314・1317・1382・1398・353・415・1099・1170号「公」件は、「神経症」決定事項（国のHP「概要」（F 4））「神経症」（抑うつ状態）件（異議申立人）こ健第1366ー 3 号「不」件・社援第1533号「不」件・大健こ第258・145号「不」件等は、生野区 6 ・ 7 押印（異議申立人）を違法行為示すもの。又、大福祉第3281号「市民の声 6 点回答（〇〇）」の市民の声No.1101-11589-001-01「病状照会」を使用しているわけではありません回答が、再三「使用」繰り返す（〇〇） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「『神経症』が、『神経症性障害』であることを示すもの」と解し、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定については、厚生労働省の通知に基づいて実施しているところであるが、「『神経症』が、『神経症性障害』であることを示すもの」に関する通知はなく、また、こころの健康センターにおいても該当する公文書を作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
124	平成26年度 諮問受理第152号	平成26年11月13日 付け大生保生第1094号	平成26年 8 月13日	H26、 8／ 7 の市役所 1 F 当室「生野区実施上、〇〇職員は「裁判」して下さい主張だが、何の裁判主張するのか分からず、具体性示すもの求める。以前も「裁判して下さい」主張（H23、 3／15記録有）※「不非公開」件の答申順次だが、まだ「諮」件未答申有。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大生保生第657号 不存在による非公開決定	実施機関は請求人に対して、具体的な内容を示して請求者に「裁判」を求める旨の意思決定を行っておらず、請求に係る公文書は作成又は取得していないため	平成26年 9 月11日	大情審答申第272号調査資料別表 1 ・ 2 全点分の因果。憲法第99条、14・15・19・21・25条、生活保護法第 1 条、地公法第29・30・33・35条、34条より、28条。「第 7 精神医療取扱要領」資料 P、451～457の P、 455。市民の声回答の整合性欠如する大生支第470号「不非開示」件有。職務上の発言は、行政サービス・市民サービスから「適正・的確・適切」随時より、信義的・経験則・注意義務から、「適 対応」欠如する〇〇職員は、公務拒否（職務放棄）の常習性満なす。自身の記載責務の説明義務負う。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「職員が異議申立人に対し裁判を求めていることが分かる公文書を求めるもの」と解したが、実施機関が異議申立人に対し、具体的な内容を示して裁判を求める旨の意思決定を行っていないため、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
125	平成26年度 諮問受理第153号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1096号	平成26年 8 月19日	生野区生活支援「〇〇職員」は、不服申立て強要する説明拒否（実施する資料記載・書面の確認拒否）、電話・問い合わせ拒否「業務の支障」主張して電話切りする。以上は、市民サービス拒否する為、地公法違反と考えるが、正当な理由あるなら求める。※「職権濫用」争う	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月29日付け大生保生第692号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成26年 9 月11日	大情審答申第272号調査資料別表 1 ・ 2 全点分の因果。憲法第99条、14 ・ 15 ・ 19 ・ 21 ・ 25条、生活保護法第 1 条、地公法第29 ・ 30 ・ 33 ・ 35条、34条より、28条。「第 7 精神医療取扱要領」資料 P、451～457の P、455。市民の声回答の整合性欠如する大生支第470号「不非開示」件有。職務上の発言は、行政サービス・市民サービスから「適正・的確・適切」随時より、信義的・経験則・注意義務から、「適 対応」欠如する〇〇職員は、公務拒否（職務放棄）の常習性満なす。自身の記載責務の説明義務負う。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「職員が市民サービスを拒否することは地方公務員法違反であるが、違反する正当な理由がわかる公文書を求めるもの」であると解したが、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
126	平成26年度 諮問受理第154号	平成26年11月13日 付け大生保生第 1098号	平成26年 8 月19日	8 / 15「わけの分からない請求するな」〇〇暴言（Tel中）から、「分からず」決定行うのは、理解出来ず、第一、請求の原課判断は、市の決定から、「不満」は、市へ行うべきである。又、市民の問いに大生保生の決定番号を返答拒否や市民応対全く違反する理由求める。16枚分の複写の情報請求の「入金」要否トラブルから 3 度目開示請の確認。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月29日付け大生保生第694号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しないため	平成26年 9 月11日	大情審答申第272号調査資料別表 1 ・ 2 全点分の因果。憲法第99条、14 ・ 15 ・ 19 ・ 21 ・ 25条、生活保護法第 1 条、地公法第29 ・ 30 ・ 33 ・ 35条、34条より、28条。「第 7 精神医療取扱要領」資料 P、451～457の P、455。市民の声回答の整合性欠如する大生支第470号「不非開示」件有。職務上の発言は、行政サービス・市民サービスから「適正・的確・適切」随時より、信義的・経験則・注意義務から、「適 対応」欠如する〇〇職員は、公務拒否（職務放棄）の常習性満なす。自身の記載責務の説明義務負う。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「職員が市民応対に違反する理由を示す公文書を求めるもの」であると解したが、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
127	平成26年度 諮問受理第168号	平成26年11月19日 付け大福祉第2799号	平成26年 9 月12日	福祉局総務課〇〇係長は、「精神通院医療確認調書（変わるもの）」を（Ⅱ）欠如する大個審答申第57号「決定書」交付（上記現品大生支第469号「ケース記録票（H20. 3 / 31 ・ 4 / 1）分）等々、「公文書」正確記載の義務免責分かるもの求める。※「決定書」訂正不承認交付有（不服申立済）	福祉局総務課総務グループ	平成26年 9 月19日付け大福祉第1990号 不存在による非公開決定	当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年 9 月29日	処分の取り消しを行い、大福祉第802号「不非開示」件・877 ・ 1484号「不非開示」件、899号「不非開示」件、4090号「開」件の整合性欠如。大健福第「生野区生活支援」は、大生支第113号「不非公開」件（答申第272号） 6 ・ 7 押印法的根拠欠如する。異議申立人の「レセプト」は、神経症であり、大健福第6290号「不非公開」件・大福祉第1371号「不非公開」件・大福祉第1951号「不非公開」件（答申第332号）の「神経症（抑うつ状態）」規定（有るもの）欠如から、 6 ・ 7 押印違反「異議申立人」の件を発行正しく、一部謝罪は、地公法第33条違反。（大政第 e - 43号「市民の声12点回答」有） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を、「公文書の記載が正確でなくてもよいとすることがわかる文書を求めるもの」であると解し、該当する公文書をそもそも作成しておらず、実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。
128	平成26年度 諮問受理第169号	平成26年11月21日 付け大生保生第 1142号	平成26年 8 月11日	生野区生活支援〇〇職員は、「浪速区移管資料」ケース記録票H25. 4 / 23の生野警察署相談あたり下段部分「第三者の了承を得ているから」（ ）部分前、主のいつもの主張に見られるように、判明するもの求める。具体的期日と事実関係示すもの	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日付け大生保生第671号 不存在による非公開決定	請求に係る公文書については、作成又は保有していないため	平成26年 9 月18日	「個人情報」取り扱い不当行為。〇〇職員の悪意感じる「主観」記載か否かの調査必要不欠如より、処分の取り下げ、判明するもの（記載根拠）求める。「法令」反する主観の記載。欠如は、虚像作る法令違反「条例第 6 ・ 7 ・ 13条規定等々」、憲法第13条「人格権」違憲行為示す。 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「ケース記録に記載されている『主（異議申立人）のいつもの主張に見られるように』の内容が分かる公文書を求めるもの」であると解したが、当該記載は実施機関の総合的な判断に係る部分であり、特定の公文書を根拠として記載したものではないため、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
129	平成26年度 諮問受理第170号	平成26年11月21日 付け大市民第611号	平成26年10月 2 日	市民局総務課〇〇（人事担当）、〇〇（広聴、情報公開制度担当）の主張する「不非開示（保有しない理由「取得、又は、作成していない）」件は、保有欠如と違う「無い」は、「欠如」否認した為、「不」具体的に示すもの求める。（「無い」と「欠如」の分別のもの）	市民局総務課（総務グループ）	平成26年10月15日付け大市民第487号 不存在による非公開決定	本請求は、市民対応時における言葉を示す公文書の公開を求めるもので、当該公文書はそもそも作成、又は取得しておらず、実際に存在しないため。	平成26年10月23日	大個審答申第57号「大生支第470号不非開示件以降は、虚偽。答申尊重欠く為、答申事案件「大市民第6014・6127号」不非公開件の整合性求める処分の取り下げせよ。大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17）行政処分を争えず、大生保生第16号「不非開示件」有 弁護士・職員は、個人情報的確扱う義務負う「弁護士法・地公法」大生支第469号「ケース記録票（H20. 3／31・4／1）」は、市民局承知の元、逆説作成する「〇〇件」大市民第6121号作成するまとめ「個人情報」無い。単に共謀行為「まとめ」だが、大福祉第899号「不非開示」件合致欠く「〇〇」と「〇〇」の相違から、〇〇単独犯判明「越権」。（違法） 実施機関は、（え）欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「市民局職員が主張したとする『無い』と『欠如』の違いについて、その分別がわかり、『不存在』の意味を具体的に示す公文書を求めるもの」であると解し、職員の市民対応時における言葉を示す公文書は存在しないことから、該当する公文書をそもそも作成又は取得しておらず実際に存在しないことから、（か）欄に記載の決定を行った。

（注） （え）欄及び（け）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。